令和元 (2019) 年度

事業概要

クリンちゃん



伊丹市環境クリーンセンター

令和元 (2019) 年 12 月

目 次

		良
第1章	伊丹市の概要	
	1. 位置と地勢	1
第 2 章	組織	
	1. 機構図	3
	2. 職種別人員配置	4
	3. 事務分掌	5
第 3 章	予算•決算	
	1. 平成31年度 一般会計予算 構成	6
	2. 平成31年度 清掃関係当初予算	7
	3. 平成30年度 清掃関係決算	8
	4. 手数料の推移	9
	5. ごみ処理経費の推移	10
第 4 章	施設•車両	
	1. 管理棟施設	11
	2. し尿処理施設	11
	3. ごみ処理施設	12
	4. 保有車両	13
第 5 章	ごみ処理事業	
	1. 伊丹市における分別区分の変遷	14
	2. 収集実績量の推移	15
	3. 一般廃棄物処理計画における計画収集量と収集実績の推移	16
	4. 一般廃棄物の総量と処分量の推移	17
	5. 資源化率の推移	17
	6. ごみ処理の流れ	18
	7. ごみ処理収支図	19

	8. 地区別収集業者一覧表	- 20
第 6 章	ごみ減量・再資源化事業	
	1. 資源回収の推移	- 24
	2. 再生資源集団回収事業	- 24
	(1) 再生資源集団回収奨励金制度実施状況	- 24
	(2) 再生資源集団回収業者補助金制度実施状況	- 24
	3. 廃食用油回収事業	- 25
	(1)概要	- 25
	(2) 廃食用油回収量の推移	- 25
	4. ごみ減量等市民啓発事業	- 26
	(1)概要	. 26
	(2)主な取り組み内容	- 26
	5. 事業系ごみの減量化啓発事業	
	6. 不法投棄防止対策事業	27
第7章	し尿処理事業	
	1. 概説	· 28
	2. し尿収集の推移	- 28
	3. し尿処理手数料	. 29
	4. し尿処理手数料の推移	
	5. 浄化槽について	
	(1) 概説	30
	(2) 不適正判定を受けた浄化槽管理者に対する指導事務フロ一図	- 30
	(3) 未受検者に対する指導事務フロ一図	- 31
	(4) 設置基数の推移	. 32
	(5) 容量別設置基数	. 32
	(6) 生活排水処理図	
	(7) 浄化槽法に関する事務権限の移譲事項	- 34
第8章	環境衛生事業	
	1. 空き地の適正管理指導業務について	
	(1) 概説	- 35
	(2) 指導フロー	36
第9章	業者関係	
	1. 粗大ごみ受付センター	
	2. ごみ収集委託業者	0,
	3. し尿収集委託業者	• .
	4. 古紙類・古布・空き缶回収	
	5. 一般廃棄物収集•運搬許可業者	- 37

	6. 浄化槽清掃許可業者及び一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集・運搬許可業者	38
	7. 豊中市し尿収集運搬業務受託業者	38
	8. 一般廃棄物(豊中市の浄化槽汚泥のみ)積卸許可業者	38
第 10 章	参考資料	
	1. 伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例	39
	2. 伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則	49
	別表(第6条第3号)粗大ごみ処理手数料	57
	様式第1号	64
	様式第2号	65
	様式第2号の2	- 66
	様式第3号	- 67
	様式第3号の2	- 68
	様式第4号	- 69
	様式第5 号	- 70
	様式第6 号	71
	様式第6号の2	- 72
	様式第6号の3	- 74
	様式第7号	- 75
	様式第8 号	76
	様式第9 号	77
	様式第10号	78
	様式第11号	79
	様式第12号	80
	様式第13号	81
	様式第14号	83
	様式第15 号	84
	様式第16号	86
	様式第17号	87
	様式第18号	88
	様式第19号	. 89
	様式第20号	90
	様式第21 号	91
	様式第22 号	92
	3. 伊丹市草刈機貸出し要綱	93
	別記様式草刈機借用申請書	95

第1章 伊丹市の概要

1. 位置と地勢

本市は、兵庫県阪神地域の南東部に位置し、25.09 キロ平方メートルの市域を有している。神戸市から約 20km、大阪市から約 10km の圏域にあり、尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、大阪府池田市及び豊中市に接している。

鉄道は、JR福知山線(伊丹駅、北伊丹駅)と阪急電鉄伊丹線(伊丹駅、新伊丹駅、稲野駅)があり、大阪、神戸および阪神地域の都市と結び、山陽新幹線が市域の南部を東西に通過している。

道路は、国道 171 号が市の中央部を東西に横断し、中国自動車道及び国道 176 号が市域の北部を東西に通過している。

市域の東には大阪国際空港(伊丹空港)があり、JR伊丹駅より市バスが運行しており、空の便へのアクセスも良い。

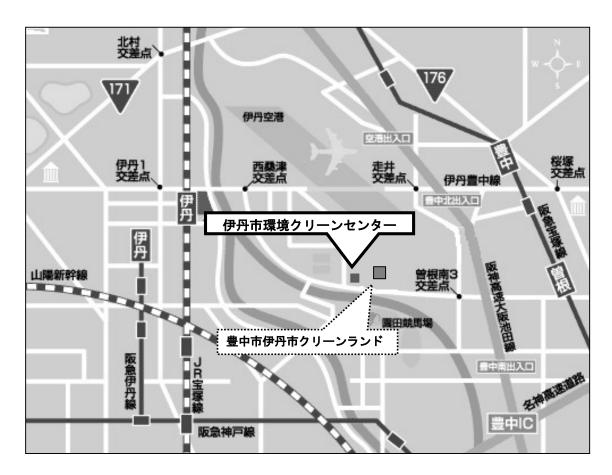
地形は、おおむね平坦で、北から南に穏やかに傾斜し、市域の東西には猪名川と武庫川が流れている。

伊丹市の位置



面積	25.09 km²
人口	197,973 人
世帯数	81,992 世帯

(平成31年4月1日現在)



◇公共交通機関をご利用の場合

- ●阪急伊丹駅、またはJR伊丹駅より 伊丹市バス (20番~24番)
 - *神津、岩屋方面
 - → 東口酒井下車 南へ徒歩約10分
 - *神津、岩屋方面(クリーンランド廻り)
 - → クリーンランド前下車すぐ
- ●阪急曽根駅より 阪急バス
 - → クリーンランド前下車すぐ

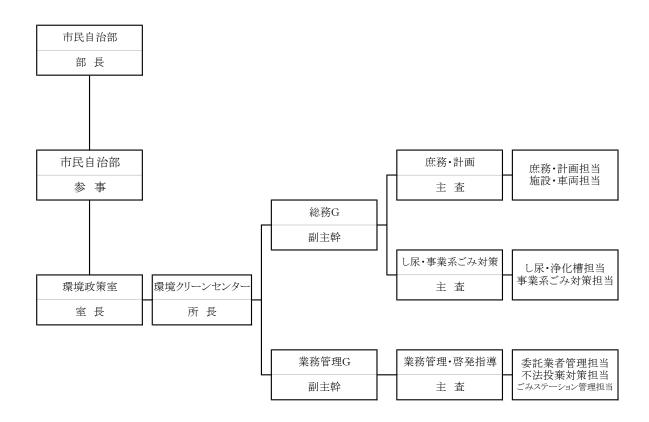
◇お車の場合

●阪神高速大阪池田線 豊中北ICより約10分

第2章 組織

1. 機構図

(平成31年4月1日現在)



所長	グループ	業 務 内 容		主	主任	事務職員	再 任 用	臨時		Г	合計
1	総務G	庶務・計画担当 施設・車両担当 し尿・浄化槽担当 事業系ごみ対策担当	1	2	6	3			12	34	35
	業務管理G	ごみステーション管理担当 空き地等の適正管理担当 カラス対策担当 不法投棄対策担当 委託業者管理担当 地域清掃担当 環境学習担当	1	1	13	2	1	4	22	54	50
1			2	3	19	5	1	4	34		35

3. 事務分掌

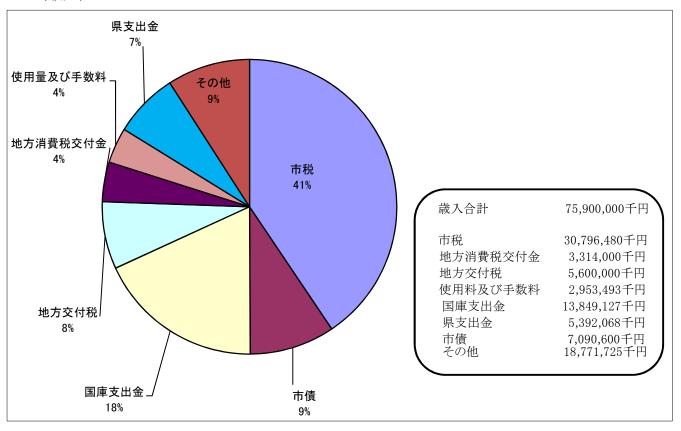
平成31年4月1日現在

- (1) 一般廃棄物処理実施計画に関すること。
- (2) ごみおよび資源物の収集に関すること。
- (3) 粗大ごみの収集に関すること。
- (4) 環境学習の推進に関すること。
- (5) 環境クリーンセンターの業務統計に関すること。
- (6) 廃棄物処理手数料(し尿処理手数料を除く。)等に関すること。
- (7) 廃棄物排出事業所の指導監督に関すること。
- (8) 伊丹市事業系ごみ減量等推進協議会に関すること。
- (9) 家庭系、事業系ごみの調査・研究に関すること。
- (10) 事業系ごみ集積所の設置に係る指導および助言に関すること。
- (11) 死獣の収集に関すること。
- (12) し尿の収集および処理に関すること。
- (13) 水銀使用製品廃棄物および小型家電の収集等に関すること。
- (14) 廃食用油等の収集(拠点回収を含む。)に関すること。
- (15) 廃棄物収集運搬業者等の許可等および指導監督に関すること。
- (16) 不法投棄および資源物持ち去りの防止およびパトロール等に関すること。
- (17) 特定家庭用機器廃棄物の収集およびごみステーションの不法投棄物の処理に関すること。
- (18) 家庭系ごみステーションの管理に関すること。
- (19) 浄化槽の設置および指導監督に関すること。
- (20) 空地等の適正管理に関すること。
- (21) 豊中市伊丹市クリーンランドに関すること。
- (22) 環境クリーンセンターの車両の管理および運行に関すること。
- (23) 支所、市民課分室および人権啓発センターとの文書類の収受および連絡に関すること。
- (24) 支所、市民課分室および人権啓発センターで取り扱う公金の運搬に関すること。

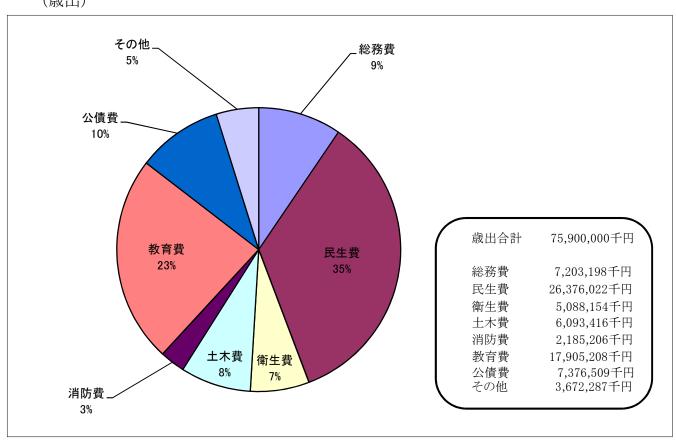
第3章 予算·決算

1. 平成31年度 一般会計予算 構成

(歳入)



(歳出)



2. 平成31年度 清掃関係当初予算

(歳入) (単位:円)

事 項 名	当初予算	構成比
ごみ処理手数料	10,916,000	24.34%
ごみ処理等許可更新手数料	110,000	0.25%
净化槽等汚泥処分手数料	455,000	1.01%
浄化槽設置届受理·勧告等事務交付金	237,000	0.53%
し尿処理業務受託収入	24,557,000	54.76%
古紙等売却収入	1,308,000	2.92%
空き缶等売却収入	76,000	0.17%
廃食用油売却収入	307,000	0.68%
使用済みペットボトル売却収入	2,276,000	5.08%
し尿処理施設整備事業債	4,600,000	10.26%
小計	44,842,000	100.00%
一般財源充当額	1,481,140,000	
合 計	1,525,982,000	

(歳出) (単位:円)

費目	小 事 業 名	当初予算	構成比
環境衛生費 (136,000)	環境美化衛生推進費	136,000	0.01%
	環境クリーンセンター管理費	32,486,000	2.13%
清掃総務費	豊中市伊丹市クリーンランド負担金	867,561,000	56.85%
(908,559,000)	ごみ減量化推進事業費	1,716,000	0.11%
	車輌維持管理費	6,796,000	0.45%
塵芥処理費 (544,638,000)	塵芥•資源物収集費	544,638,000	35.69%
し尿処理費 (72,649,000)	し尿処理費	72,649,000	4.76%
合 計		1,525,982,000	100.00%

[※] 人件費を除く

3. 平成30年度 清掃関係決算

(歳入) (単位:円)

事 項 名	決算	構成比
ごみ処理手数料	11,351,800	19.49%
净化槽等汚泥処分手数料	436,000	0.75%
災害廃棄物処理事業費補助	6,162,000	10.58%
净化槽設置届受理·勧告等事務交付金	200,340	0.34%
不用物品壳払収入	150,000	0.26%
し尿処理業務受託収入	25,174,096	43.22%
古紙等売却収入	1,277,272	2.19%
空き缶等売却収入	75,837	0.13%
廃食用油売却収入	325,200	0.56%
使用済みペットボトル売却収入	2,000,160	3.43%
刊行物広告収入	226,800	0.39%
自動車損害保険等解約返戻金	61,515	0.11%
金属類売払収入	101,530	0.17%
環境クリーンセンター整備事業債	300,000	0.52%
し尿処理施設整備事業債	10,400,000	17.86%
合 計	58,242,550	100.00%

(歳出) (単位:円)

費目	小 事 業 名	決算	構成比
環境推進費 (645,840)	水質汚濁対策費	645,840	0.05%
環境衛生費 (111,837)	環境美化衛生推進費	111,837	0.01%
	環境クリーンセンター管理費	33,576,936	2.37%
清掃総務費	豊中市伊丹市クリーンランド負担金	732,088,000	51.69%
(776,352,002)	ごみ減量化推進事業費	4,588,596	0.32%
	車輌維持管理費	6,098,470	0.43%
塵芥処理費 (560,017,207)	塵芥•資源物収集費	560,017,207	39.54%
し尿処理費 (79,160,027)	し尿処理費	79,160,027	5.59%
合 計		1,416,286,913	100.00%

4. 手数料の推移

(1)ごみ処理手数料

(1)ごみ処理		(単位:円)		
年 度	粗大ごみ	死 獣	計	許可業者 申請手数料
平成26年度	4,162,000	1,160,000	5,322,000	0
平成27年度	3,882,000	1,194,000	5,076,000	50,000
平成28年度	8,406,300	1,194,000	9,600,300	0
平成29年度	9,918,300	1,005,500	10,923,800	50,000
平成30年度	10,297,800	1,054,000	11.351.800	0

(2)し尿処理手数料

年度	計画収集	臨時(仮設)	計	浄化槽汚泥	計	許可業者 申請手数料
平成26年度	1,546,800	2,504,900	4,051,700	489,000	4,540,700	0
平成27年度	1,531,500	2,085,800	3,617,300	479,000	4,096,300	60,000
平成28年度	1,391,700	2,762,000	4,153,700	501,000	4,654,700	0
平成29年度	1,405,800	2,116,200	3,522,000	479,000	4,001,000	60,000
平成30年度	1,324,800	2,393,000	3,717,800	436,000	4,153,800	0

(単位:円)

5. ごみ処理経費の推移

	年 度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人	П	(人)	197,580	197,826	196,947	196,982	197,851
世	带数	(世帯)	79,272	80,309	79,857	80,601	81,602
7,	ごみ量	(t)	31,500	32,085	32,502	32,672	33,048
ごみ	収集費用	(千円)	577,289	583,821	562,929	556,958	556,391
収 集 経 費	t 当り	(円)	18,327	18,196	17,320	17,047	16,836
経	1人当り	(円)	2,922	2,951	2,858	2,827	2,812
貝	世帯当り	(円)	7,282	7,270	7,049	6,910	6,818
(ごみ量	(t)	54,948	55,653	56,266	56,048	55,910
処事 理業	処理費用	(千円)	990,492	1,035,294	771,029	709,652	732,088
場系	t 当り	(円)	18,026	18,603	13,703	12,662	13,094
経含 費む	1人当り	(円)	5,013	5,233	3,915	3,603	3,700
	世帯当り	(円)	12,495	12,891	9,655	8,805	8,971
Ĭ, J,	経 費	(千円)	1,567,781	1,619,115	1,333,958	1,266,610	1,288,479
み 処	t 当り	(円)	36,353	36,799	31,023	29,709	29,930
<u></u>	1人当り	(円)	7,935	8,185	6,773	6,430	6,512
費	世帯当り	(円)	19,777	20,161	16,704	15,715	15,790

※1 人口は毎年10月1日推計

※2 平成27年度までは、資源物(プラスチック製容器包装・びん・ペットボトル)の収集量、および収集のために要した費用を除く。平成28年度より、資源物(プラスチック製容器包装・びん・ペットボトル)の収集量、および収集のために要した費用を含む。

第4章 施設•車両

1. 管理等施設

名称	伊丹市環境クリーンセンター
所 在 地	伊丹市岩屋2丁目2番8号
電 話 番 号	072-782-0968
敷 地 面 積	3,088.63 m²
建築面積	1,380.06 m ²
構造	鉄筋コンクリート造・陸屋根・3階建
1階	事務室・更衣室・浴室・機械室
2階	事務室·会議室
3階	控室
建築年月日	昭和50年8月21日
総工費	226,500千円

2. し尿処理施設

名称	伊丹市し尿公共下水道放流施設
所 在 地	伊丹市岩屋2丁目2番8号
処 理 能 力	82k0/日/5時間
施設の種類	し尿中継施設
処 理 方 式	前処理+希釈下水道放流
延床面積	541. 20 m²
業務開始	平成3年4月1日
総工費	422,237千円

3. ごみ処理施設

(平成31年4月1日現在)

	曲击中四四十四 、一、八	(平成31年4月1日現在)
	豊中市伊丹市クリーンランド(総敷地面積 49,845㎡)
名 称	ごみ焼却施設	リサイクルプラザ(豊中伊丹スリーR・センター)
所 在 地	豊中市原田西町2番1号	豊中市原田西町2番1号
電話番号	06-6841-5771	_
延床面積	36,411 m ²	11,031 m²
建築面積	13,540 m²	5,126 m ²
着工年月	平成23年11月	平成21年5月
竣工年月	平成28年3月	平成24年3月
総工費	2百5億5千8百75万5千円	64億7千8百50万円
主な処理設備	【焼却設備】 175t/日×3基 ストーカ式(水平火挌子) 【焼却設備】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【処理能力】 134t/日 (不燃ごみ類系統53t/日、資源物系統81t/日) 【不燃ごみ類系統】 (受入供給設備) (破砕設備) 高速回転破砕機、低速回転破砕機 (選別設備) 磁力選別機、風力選別機、粒度選別機、アルミ選別機、選別送風機 【プラ容器包装系統】 (受入供給設備) (選別設備) 粒度選別機、手選別コンベア (梱包設備) 圧縮梱包機 (圧縮梱包品ストックヤード) 【缶類系統】 (受入供給設備) (選別設備) 磁力選別機、手選別コンベア (圧縮設備) 【びん類系統】 (受入供給設備) (選別設備) 手選別コンベア (圧縮設備) 【ペットボトル系統】 (受入供給設備) (選別設備) 振動ふるい、手選別コンベア (圧縮設備) 【ペットボトル系統】 (受入供給設備) (選別設備) 前定枝破砕機 【古紙・古布系統】 (受入供給設備)

4. 保有車両

(平成31年4月1日現在)

		(平成31年4月1日現在)
区分	種 類	保有台数計
連	軽四バン	3
<u></u> 絡	軽四貨物	1
	軽乗用車	1
用	小 計	5
	軽四バン	1
	軽四貨物	1
	軽四ダンプ	1
作	小型貨物	1
業	2t パッカー車	2
未	3t パッカー車	4
用	コンテナ専用	2
	2t ダンプ車	6
	1.8t 糞尿車	1
	小 計	19
	合 計	24

第5章 ごみ処理事業

1. 伊丹市における分別区分の変遷

年度		家庭系ご	み収集区分		
昭和54年度以前	3分5	削(台所ごみ	、粗大ごみ、不	「燃ごみ)	
昭和55年度	日常台所ごみ (週2回)	燃える大型ごみ	(有料)	(隔週1回)	(隔不資) (隔燃) (隔燃) (にな) (日))
平成4年度	日常・台所ごみ(週2回)	(燃	臨時ごみ (有料)	不燃ごみ (燃やさない (週1回)	~~ 1
平成6年度	古紙	(月1回)		(2011)	の
平成9年度	古紙類・古布類			~ "	
平成11年度	(N			ドルレーニー	(通 1 1
平成13 年度 平成15 年度 平成16 年度 平成18 年度	型			(週1回) (週1回) (週1回)	(回) 空き田のモデル 変き田のモデル
平成24年度 平成25年度	古紙・古着類・紙パックの回収を (月2回) に変更		粗大ごみ 5点以下 (有料)		(月2日) カカロント カセットボン・ ル点回収
平成28年度	古紙・古着類・紙パックの回収を (週1回)に変更		規格変更		(空 週を 1日 ロ ボル
平成29年度平成30年度	8				ツクス回収 ボ銀使用廃製品の 1 本銀使用廃製品の 2 本銀使用廃製品の 2 本銀 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

2.収集実績量の推移

(単位: トン)

	左由					(早1年)
	年度 種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収集	人口(10月1日推計)	197,580	197,826	196,947	196,982	197,851
	世帯数	79,272	80,309	79,857	80,601	81,602
	一般ごみ	27,046	26,864	27,066	27,182	27,342
	大型ごみ	1,152	1,509	-	-	_
可燃ごみ	粗大ごみ	128	126	159	176	173
ごみ	事業系ごみ	19,443	19,302	19,493	19,482	19,334
	自己搬入	1,948	2,279	2,367	2,277	2,511
	小計	49,717	50,080	49,085	49,117	49,360
不燃ごみ	一般ごみ	3,136	3,549	1,898	1,988	2,261
	粗大ごみ	39	38	96	115	126
	事業系ごみ	1,979	1,897	1,781	1,471	848
み	自己搬入	77	89	122	144	168
	小計	5,231	5,573	3,897	3,718	3,403
	ごみ量合計	54,948	55,653	52,982 52,835		52,763
	分別収集	2,855	2,902	3,287	3,212	3,146
	市収集	2,937	2,777	3,219	2,848	2,708
資 - 源 -	集団回収	5,378	5,194	4,974	4,801	4,906
170	堆 肥 化	76	76	76	76	76
燃ごみ 資	小計	11,246	10,949	11,556	10,937	10,836
_						

合計	66,194	66,602	64,538	63,772	63,599
----	--------	--------	--------	--------	--------

[※]不法投棄廃家電を含む。

3.一般廃棄物処理計画における計画収集量と収集実績の推移

(単位:ドン)

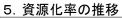
_						(単位: ゚ン)
	年度 種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収集	人口(計画人口)(人)	196,915	196,915	196,915	196,916	198,945
	一般ごみ	24,744	24,355	23,830	23,381	27,450
	大型ごみ	967	969	967	967	0
可燃	粗大ごみ	558	560	558	558	129
燃ごみ	・事業系ごみ・自己搬入	21,988	21,840	21,700	21,126	21,004
	小 計	48,257	47,724	47,055	46,032	48,583
	一般ごみ	2,083	1,905	1,710	1,525	3,405
不	粗大ごみ	66	67	66	66	36
	・事業系ごみ・自己搬入	1,246	1,246	1,245	1,220	1,933
	小 計	3,395	3,218	3,021	2,811	5,374
合	計 ①	51,652	50,942	50,076	48,843	53,957
収	集実績量②	54,948	55,653	52,982	52,835	52,763
増減量②一①		3,296	4,711	2,906	3,992	-1,194
増	減 比	6.4%	9.2%	5.8%	8.2%	-2.2%
	分別収集	3,517	3,634	3,739	3,851	2,924
資	市収集	2,822	2,853	2,869	2,895	2,785
源ご	集団回収	8,335	8,595	8,826	9,078	5,200
ごみ	堆 肥 化	38	38	38	38	76
	合 計①	14,712	15,120	15,472	15,862	10,985
収	集 実 績 量 ②	11,246	10,949	11,556	10,937	10,836
増	減量 ②一①	-3,466	-4,171	-3,916	-4,925	-149
増	減 比	-24%	-28%	-25%	-31%	-1%

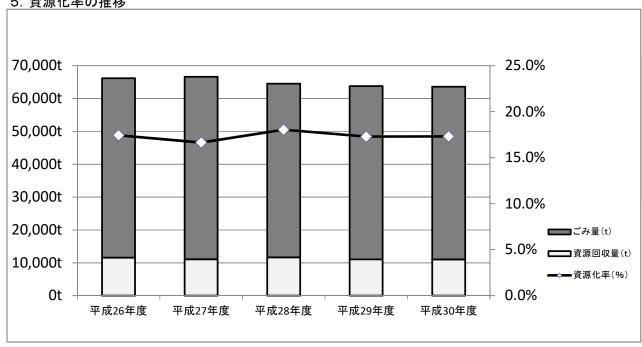
※伊丹市一般廃棄物処理基本計画の改定に伴い、平成30年度から目標値を変更

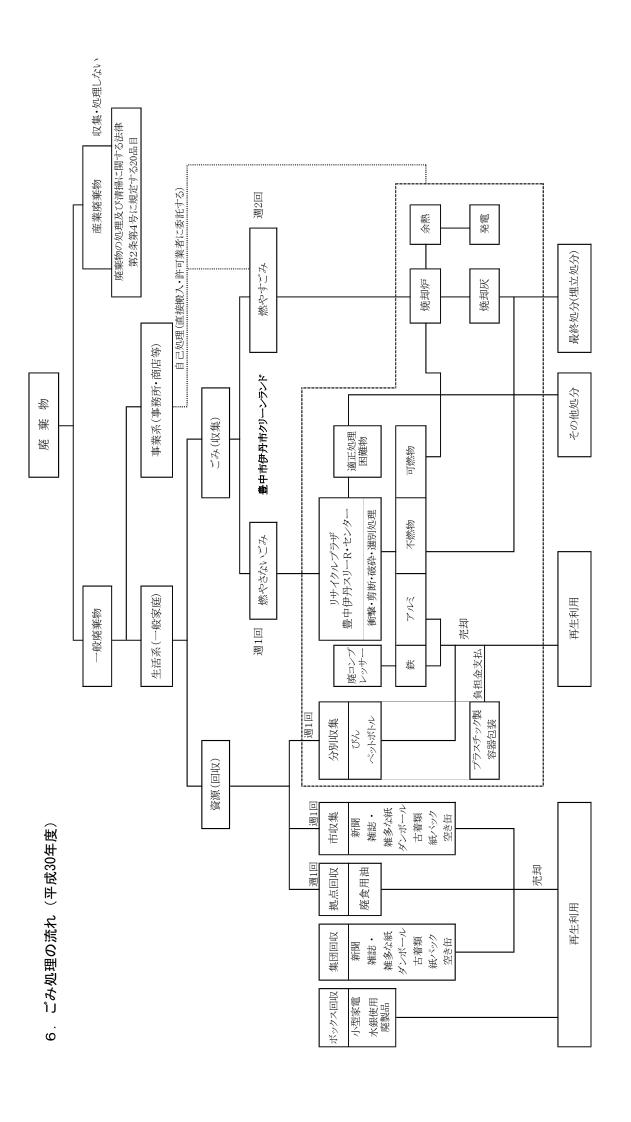
4. 一般廃棄物の総量と処分量の推移

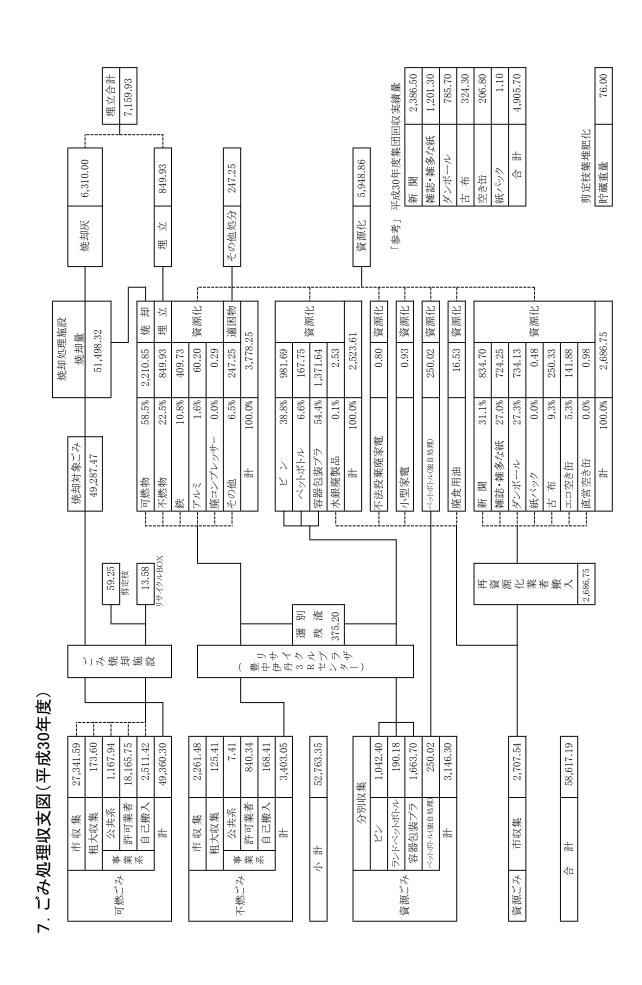
(単位: トン)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	空き缶	74	68	161	144	143
	新聞紙等	2,843	2,689	3,038	2,682	2,544
	びん	938	949	995	1,011	982
市回	ペットボトル	324	329	360	363	418
収分	容器包装プラ	1,220	1,222	1,426	1,362	1,372
	小型家電	_	_	_	_	1
	水銀使用廃製品	_	_	_	1	3
	家電4品目	5	4	3	2	1
集団	空き缶	125	129	162	180	207
回収	新聞紙等	5,253	5,065	4,812	4,621	4,699
廃食	t用油·剪定枝堆肥	95	96	96	95	93
	ランド資源化量	665	530	589	573	543
	資源化量	11,542	11,081	11,642	11,034	11,006
	総ごみ量	66,194	66,602	64,538	63,772	63,599
	資源化率(%)	17.4%	16.6%	18.0%	17.3%	17.3%









8. 地区別収集業者等一覧表

 可燃ごみ 不燃ごみ プラ びん 資 ペット 火金 米 米 金 	回	下機ごみ プラ CVA ペット ペット *** *** *** *** *** *** *** *********	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<i>Y</i> ,			黎	収集業者ごみ・プラ・びん・ペット	収集業者資源物
A2 火食 水 水	火魚 水 水	大	¥		倒		Я	ケクサインジニアリング	
全域 A1 月木 水 木 木 木	月木 水 六	大	大		+		×	ヤマサエンジニアリング	
市営荻野団地 A1 月木 コンデナ 水 木	月木 コンデナ 水	コンテナ 水	ンテナ 大		+		×	ヤマサエンジニアリング	
全域 F2 火金 水 水 ※	火金 木 木 木	水水水	水		₩	<i>h</i> .1	+	関西衛生工業所	
全域 C2 火金 水 水 水	火金 水 水	水	术		金	451	月	エアーポート企業	
パストラル昆陽 C2 火金 コンテナ 水 金	火食 コンテナ 木	コンデナ 米	长		#	4.1	月	エアーポート企業	
パレ武庫川プルミエールIII C2 火金 コンテナ 水	火金 コンテナ 水	コンテナ 水	- 本		4	金	月	エアーポート企業	
全域 E2 火金 水 水 水	火金 水 水	水	长		V-1	金	K	大協	#
アリオいたみ E2 火金 コンテナ 水	火金コンテナ	コンテナ		长		④	*	大協	中
カルム伊丹 E2 コンテナ 水 水 水	コンテナ 水			水		金	+	大協	 [
全域 F2 火金 水 水	火金水	水		水		金	+	関西衛生工業所	Н П
全域 B2 火金 水 水	火金水	长		米		金	月	大協	Ų
全域 E2 火金 水 水	大金 水	~		关		邻	X	大協	中,
1~6丁目 E1 月木 水 水	月木	长		关		K	金	大協	← <i>₹</i>
7丁目 D1 月木 水 水	月木 水	水		关		*	金	泉興業	, 2
全域 D2 火金 水 水	火金水	水		水		金	+	泉興業	十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
全域 B2 火金 水 水	火金水	水		水		金	月	大協	米茲
1丁目 B2 火金 水 水	火金水	¥		关		④	月	大協	回
2~8丁目 A2 火金 水 水	大金 水	水		大		金	月	ヤマサエンジニアリング	架〈
全域 A1 月木 水 水	月木 水	水		水		*	火	ヤマサエンジニアリング	ĺΠ
全域 C2 火金 水 水	大金 水	¥		¥		金	月	エアーポート企業	
全域 F2 火金 水 水	大金 木	¥		¥		④	K	関西衛生工業所	
全域 D2 火金 水 水	大金 水	¥		长		剱	K	泉興業	
春日丘アーバンコンフォート D2 火金 コンテナ 水	火金コンデナ	コンテナ		关		4	K	泉興業	
全域 E2 火金 水 水	火金水	水		水		金	*	大協	
全域 E2 火金 水 水	火金水	水		大	1 1	金	+	大協	
全域 D2 火金 水 水	火金 水	水		¥		④	K	泉興業	

北野	全域	A1	月木	水	水	木	火	ヤマサエンジニアリング
	1・3丁目	E2	火金	水	水	金	木	大協
北本町	伊丹パークホームズ	E2	火金	コンテナ	水	金	木	大協
	2丁目	D2	火金	水	水	金	木	泉興業
存甘町	全域	D1	月木	水	水	木	金	泉興業
行基町	伊丹合同宿舎	D1	月木	コンテナ	水	木	金	泉興業
口酒井	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協
車塚	全域	F1	月木	水	水	木	金	関西衛生工業所
桑津	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協
	1~4丁目	В1	月木	水	水	木	火	大協
ন্দ্ৰ গাদ	県公社鴻池第2・4・5・6 団地	В1	コンテナ	水	水	木	火	大協
偽他	鴻池宿舎	В1	月木	コンテナ	水	木	火	大協
——————————————————————————————————————	5~7丁目	A1	月木	水	水	木	火	ヤマサエンジニアリング
昆陽	全域	C2	火金	水	水	金	月	エアーポート企業
昆陽池	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協
昆陽泉町	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアーポート企業
昆陽北	全域	C2	火金	水	水	金	月	エアーポート企業
昆陽東	全域	D1	月木	水	水	木	金	泉興業
日阻毒	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアーポート企業
比炀荆	アビタ・コア	C1	コンテナ	コンテナ	水	木	火	エアーポート企業
	1~5丁目	E1	月木	水	水	木	金	大協
昆陽南昆陽南御願塚	6丁目1~7番	D1	月木	水	水	木	金	泉興業
御願塚	酒井 全域 E2 火金 水 水 車塚 全域 F1 月木 水 水 全域 E2 火金 水 水 金 1~4丁目 B1 月木 水 水 木 場池宿舎 B1 月木 水 木 木 場池宿舎 B1 月木 水 木 木 基陽 全域 C2 火金 水 水 金 場別町 全域 C1 月木 水 木 木 場別町 全域 C1 月木 水 木 木 場別町 全域 C1 月木 水 木 木 財際市 全域 C1 月木 水 木 木 アビタ・コア C1 コンテナ コンテナ コンテナ カンテナ ホ 木 1~5丁目 E1 月木 水 木 木 木 6丁目1~7番 D1 月木 水 木 木 6丁目8、9番 F1 月木 水 木 木 4丁目9、10、11番 F2 火金 水 水 金 老域 D2 火金 水 水 金	金	関西衛生工業所					
	7•8丁目	F1	月木	水	水	木	金	関西衛生工業所
	4丁目9, 10, 11番	F2	火金	水	水	金	木	関西衛生工業所
桜ケ丘	全域	D2	火金	水	水	金	木	泉興業
清水	全域	D2	火金	水	水	金	木	泉興業
下河原	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協
鈴原町	全域	D1	月木	水	水	木	金	泉興業

千僧	全域	D1	月木	水	水	木	金	泉興業
	アルビス千僧	D1	コンテナ	コンテナ	水	木	金	泉興業
高台	全域	D2	火金	水	水	金	木	泉興業
中央	全域	E1	月木	水	水	木	金	大協
	1丁目	C1	月木	水	水	木	火	エアーポート企業
寺本	2~6丁目	C2	火金	水	水	金	月	エアーポート企業
	アルビス寺本	C2	コンテナ	コンテナ	水	金	月	エアーポート企業
寺本東	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアーポート企業
中野北	全域	В1	月木	水	水	木	火	大協
中野西	全域	B1	月木	水	水	木	火	大協
中野四	マイシティ伊丹	В1	月木	コンテナ	水	木	火	大協
中野東	全域	В1	月木	水	水	木	火	大協
中村	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協
西台	全域	E1	月木	水	水	木	金	大協
	全域	B1	月木	水	水	木	火	大協
西野	シャルマンコーポ伊丹	В1	月木	コンテナ	水	木	火	大協
四到	県営西野高層	В1	月木	コンテナ	水	木	火	大協
	マイシティ武庫川レックス	B1	月木	コンテナ	水	木	火	大協
野間	全域	F1	月木	水	水	木	金	関西衛生工業所
野間北	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアーポート企業
	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協
東有岡	コープ野村伊丹第1・2	E2	火金	コンテナ	水	金	木	大協
	サン伊丹駅前ハイツ	E2	火金	コンテナ	水	金	木	大協
東桑津	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協
東野	全域	В2	火金	水	水	金	月	大協
平松	全域	E1	月木	水	水	木	金	大協
広畑	全域	В2	火金	水	水	金	月	大協
藤ノ木	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協
船原	全域	D2	火金	水	水	金	木	泉興業

堀池	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアーポート企業
松ケ丘	全域	C2	火金	水	水	金	月	エアーポート企業
美鈴町	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアーポート企業
瑞ケ丘	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協
瑞原	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協
瑞穂町	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協
	全域	B2	火金	水	水	金	月	大協
緑ケ丘	自衛隊東野宿舎	B2	コンテナ	水	水	金	月	大協
本水グユム	自衛隊良蓮寺宿舎	B2	コンテナ	水	水	金	月	大協
	自衛隊総監部(営内者分)	B2	コンテナ	水	水	金	月	大協
南鈴原	全域	F1	月木	水	水	木	金	関西衛生工業所
	1・2・4丁目	E1	月木	水	水	木	金	大協
南町	グランドメゾン新伊丹	E1	月木	コンテナ	水	木	金	大協
	3丁目	E2	火金	水	水	金	木	大協
南野	全域	F1	月木	水	水	木	金	関西衛生工業所
南野北	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアーポート企業
	1~7丁目 尼崎池田線(13号線)東	E2	火金	水	水	金	木	大協
南本町	パレス新伊丹	E2	火金	コンテナ	水	金	木	大協
	1~7丁目 尼崎池田線(13号線)西	E1	月木	水	水	木	金	大協
宮ノ前	全域	D2	火金	水	水	金	木	泉興業
呂ノ削	みやのまち3・4号館	D2	小型ダストスクリュー	コンテナ	水	金	木	泉興業
森本	全域	E2	火金	水	水	金	木	大協
林平	県営森本高層	E2	火金	コンテナ	水	金	木	大協
山田	全域	C1	月木	水	水	木	火	エアーポート企業
若菱町	全域	F2	火金	水	水	金	木	関西衛生工業所

伊丹市エコリサイクル事業協同組合

第6章 ごみ減量・再資源化事業

1. 資源回収の推移

(単位: トン)

種 類	新聞	雑誌・ 雑多な紙	ダンボール	紙パック	古着類	小計	空き缶	びん	ペットボトル	プラ製 容器包装
実 施 時 期	H6年 12月	H6年 12月	H6年 12月	H9年 4月	H12年 4月	71.11	H4年 8月	H9年 10月	H9年 10月	H13 年 10月
回 数	週 1 回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回
平成 26 年度	1,140.7	609.2	745.5	1.6	346.7	2,843.7	73.7	975.4	372.8	1,506.8
平成 27 年度	1,036.6	605.4	737.1	0.9	308.6	2,688.6	68.1	1,002.9	373.4	1,522.1
平成 28 年度	1,074.6	870.1	743.1	0.7	350.5	3,038.4	160.9	1,102.5	418.6	1,762.6
平成 29 年度	915.7	779.8	709.7	0.6	276.6	2,682.4	143.5	1,093.6	421.9	1,696.6
平成 30 年度	834.7	734.1	724.3	0.5	250.3	2,543.9	142.9	1,042.4	440.2	1,663.7

(新聞、雑誌・雑多な紙、ダンボール、紙パック、古布、空き缶の収集回数は平成 28 年度より週1回実施)

2. 再生資源集団回収事業《開始時期:平成2年7月より》

(1) 再生資源集団回収奨励金制度実施状況(平成30年1月1日~12月31日)

125	ПП	TT /4- */-		回収量 (トッ)								
種	別 団体数	団体数	新聞	雑誌・ 雑多な紙	ダンボール	紙パック	古着類	空き缶	合計	交 付 額 (円)		
自治	台 会	132	1,634.0	801.8	531.9	0.0	218.8	130.0	3,316.5	13,266,112		
管理	組合	82	304.8	188.1	101.8	0.0	53.5	23.7	671.8	2,687,328		
子(共 会	38	229.8	105.9	77.6	0.0	27.6	14.8	455.6	1,822,524		
Р 7	ΓА	20	31.4	36.1	18.1	0.0	4.8	3.7	94.1	376,500		
婦丿	人会	6	26.3	12.6	18.2	0.0	3.1	2.1	62.4	249,564		
老丿	人会	12	67.3	23.5	12.0	0.0	5.0	5.3	113.1	452,356		
その	り他	18	92.9	33.3	26.1	1.1	11.5	27.2	192.1	768,196		
合	計	308	2,386.5	1,201.3	785.6	1.1	324.3	206.8	4,905.6	19,622,580		

*回収奨励金1kg当り 平成2年7月1日から平成5年3月31日まで3円 平成5年4月1日から現在まで4円

(2) 再生資源集団回収業者補助金制度実施状況

(平成30年1月1日~12月31日・前年実績を限度とする)

業者数	回収量(t)	奨励金額(円)	
31	4,905	0	

*回収業者補助金 1 kg当り 平成 10 年 6 月から平成 15 年 6 月まで 2 円 平成 15 年 7 月から平成 18 年 12 月まで 1 円 現在は休止

3. 廃食用油回収事業

(1)概要

家庭などから排出される使用済み天ぷら油は、消費者協会等が中心となり 粉石鹸の原材料として廃食油の回収運動が実施されてきました。

これらの運動を引き継ぎ、本市におけるリサイクルを含めた環境に係わる 多面的な事業の展開の一環として平成 11 年度より廃食油再生燃料化事業を 行い、有効に再利用するとともに、省資源やリサイクルを実践するための教 材としても活用してきました。

しかし、ディーゼルエンジンコモンレールシステムの車両が増加し、古い型のディーゼル車が減少したことからBDFの使用範囲が限られ、平成25年4月25日よりBDFの運用は停止し、平成26年10月14日で施設を撤去しました。

現在は、売却し飼料用油脂製品等にリサイクルされています。

(2)廃食用油回収量の推移 《開始時期:平成11年度から》

年度	拠点回収		公共施設回	収	自治会回収		△⇒ L(0)
平及	回収量(ℓ)	箇所	回収量(ℓ)	箇所	回収量(ℓ)	箇所	合計(0)
平成 26 年度	5,755	8	6,790	15	6,715	48	19,260
平成 27 年度	6,130	8	7,030	16	6,537	72	19,942
平成 28 年度	6,035	8	7,835	16	5,950	69	19,820
平成 29 年度	7,995	8	5,450	16	5,496	63	19,941
平成 30 年度	8,081	9	3,535	16	4,916	51	16,532

4. ごみ減量等市民啓発事業

(1)概要

環境を守り、快適な生活環境をつくり出すためには、使い捨ての意識をあらため、廃棄物発生の抑制、リサイクルの推進により限りある資源の有効利用を図り資源循環型社会を実現しなければなりません。

このためには、市民・事業者・市の三者が協働でごみ問題の重要性を理解 し、互いに協力して、それぞれの役割を果たすなど、ごみ問題に対する意識 を高める啓発活動の取り組みがますます重要です。

(2)主な取り組み内容

- 1) 広報紙への掲載
 - ◆平成30年度掲載回数24回
- 2) 伊丹市保健衛生推進連合会の活動

昭和 41 年 5 月から健康で明るく住みよい町づくりをめざして地域の中心的な役割を担い、保健衛生・環境美化の実践活動を進めておられる保健衛生推進連合会には、全市的な一斉清掃を行う「環境美化推進の日」や各種研修会等を通じて、様々なごみの減量化や資源化を推進するための施策に協力していただいております。

また、平成30年4月からは、伊丹市ごみ減量等推進協議会との組織統合により、ごみ減量等推進協議会の事業を引き継ぐこととし、ごみ減量等推進員は保健衛生推進連合会のブロック長が兼務することとしました。

3)市民・事業者への啓発

ごみの減量や再資源化に取り組んでいる店舗をエコショップとして指定し、エコショップの拡大と指導・啓発に取り組みました。

また、地域自治会や子供会等の地域団体のごみ処理施設見学会や市民からのリサイクルの相談などの取り組みを行っております。

4) F M いたみ・ケーブル T V での放送・放映

FMいたみやケーブルTVを通して、ごみ問題に関する情報提供や啓発活動の取り組みを実施しております。

- ◆平成30年度 FMいたみ放送10本 62回 ケーブルTV2本 12回
- 5)環境ポスター・標語の募集

平成3年度から市内在住の小中学生を対象に環境問題をテーマとしたポスター・標語を募集し、環境問題に対する意識の向上を図るための取り組みを実施しております。

- ◆平成30年度応募総数 ポスター2,141点 標語1,126点
- 6) 環境啓発冊子の作成

市内小学校4年生全員を対象に作成・配布しております。

◆平成30年度配布部数 2,200部

7) 環境カレンダーの作成

平成 10 年度より作成し、市内小中学校各学級及び希望する市民に配布しております。

◆平成30年度配布部数 2,300部

8) いたみ環境&リサイクル・フェアの開催

環境問題に対する市民への啓発を行う場として、エコロジーマーケット 実行委員会にて「いたみ環境&リサイクル・フェア」を開催し、市民団体、 事業者、行政が取り組むリサイクルを中心とした環境にやさしい活動の紹 介や市民公募によるリサイクル品のフリーマーケットを行いました。

◆平成30年度参加人員 約1,400人

9)ごみ分別啓発ビデオの活用

「分けて減らそう!家庭のごみ」ビデオを市ホームページで公開しております。また、市民団体等へのDVDの貸し出しや、「まちづくり出前講座」での放映も行っております。

5. 事業系ごみの減量化啓発事業

多量排出事業所に対して、廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届の 提出を義務付ける条例を施行し、提出を受けた減量計画書に基づきごみの排出 指導を行いました。更に、事業系ごみを減量するために、古紙分別啓発チラシ を作成し事業者に配布しました。

また、事業系ごみの適正処理を推進するため、豊中市伊丹市クリーンランドと合同で搬入検査を行い、産業廃棄物の搬入規制など監視体制を強化しました。

6. 不法投棄防止対策事業

伊丹警察署、阪神北県民局、伊丹市が合同で、不法投棄防止啓発、情報交換等を実施しました。また、不法投棄防止重点地区(森本・岩屋・荒牧・荒牧南)を中心に職員によるパトロール、不法投棄防止看板の設置等の啓発により不法投棄の防止に努めました。

第7章 し尿処理事業

1. 概説

現在し尿処理は、公共下水道、浄化槽、くみ取り便所の3つの方法で処理しています。

浄化槽については、使用者責任において法定検査(法第11条)、管理、清掃を 的確に実施しなければ放流水による水質汚濁、悪臭など諸々の問題を生じ、環境 を汚染する恐れがあるため、浄化槽担当職員による啓発及び、立入り検査による 指導を行っています。

くみ取り便所については、平成17年度から業者委託(1業者)により概ね月2回の収集を行っています。

平成 20 年度より、豊中市伊丹市クリーンランド新焼却炉建設の影響により、豊中市し尿処理施設閉鎖に伴い、豊中市のし尿・浄化槽汚泥を受け入れています。

2. し尿収集の推移

区:	区 分 年 度			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	人口(人)			197,826	196,947	196,982	197,851
	世帯数(世帯)	79,272	80,309	79,857	80,601	81,602
収集人数(人)			320	306	287	298	257
Ц	収集世帯 (世帯)			122	116	122	105
	計画収集 収集量(0)		47,600	462,750	300,770	305,950	275,260
L		収集量(0)	135,810	102,870	153,900	109,620	118,440
尿	臨時収集	収集回数	457	400	496	397	464
	収集量 計(0)		609,410	565,620	454,670	415,570	393,700
	净化槽汚泥量 (0)			472,980	497,350	480,460	435,490

※人口は毎年10月1日推計

豊中市処理量		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
し尿投入量	(0)	397,100	347,910	354,110	375,350	357,110
浄化槽汚泥投入量	(0)	179,000	168,080	204,430	207,930	173,890

3. し尿処理手数料

人数制料金	一般の家庭については、1人につき 月額 300円
公 見 出 収 入	一般の家庭以外については180ℓ につき 1,200円
従量制料金	(一時的な事業活動のための臨時収集は1回につき3,500円加算)
净 化 槽 汚 泥	1k0につき 1,000円

4. し尿処理手数料の推移

	平成10年以前	平成10年4月改正	平成19年4月改正
人数制料金	1人月額 250円	1人月額 300 円	1人月額 300円
従量制料金	1800につき950円	1800につき1,200円	180ℓにつき1,200円
(臨時に収集するもの)		(1回につき 2,500 円加算)	(1回につき 3,500 円加算)
浄 化 槽 汚 泥	1k0につき700円	1k0につき 1,000円	1k0につき 1,000円

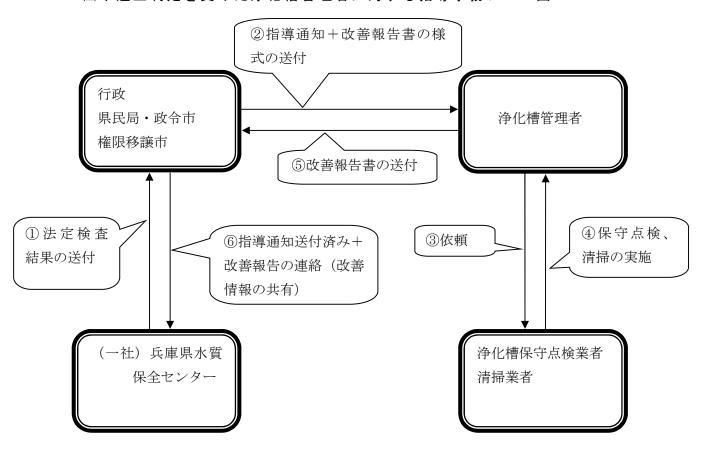
5. 浄化槽について

(1)概説

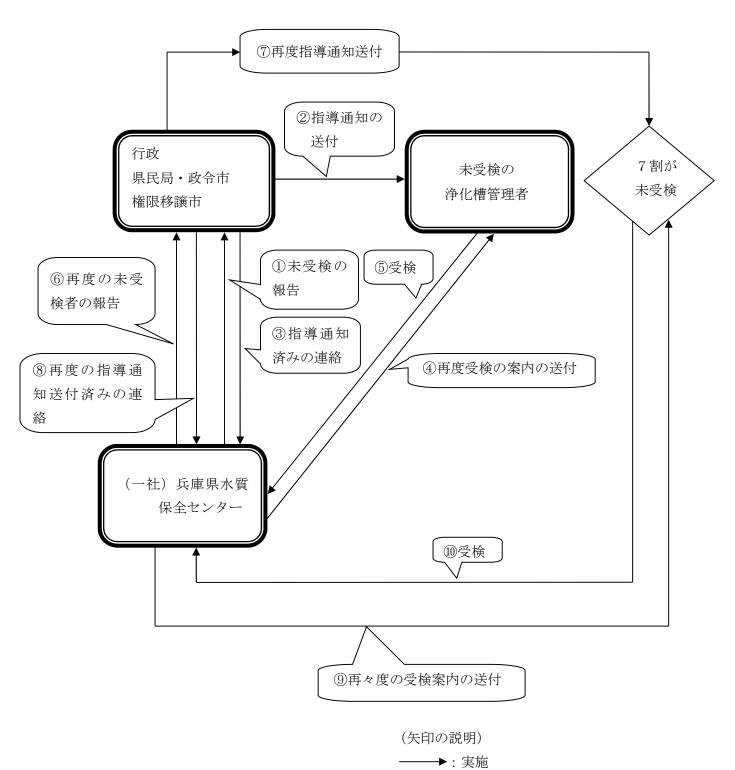
浄化槽法は、昭和60年10月1日に施行されて以来、関係法令の改正、水質 汚濁防止の観点から、これまで幾度かの改正が行われてきましたが、平成18 年2月1日の浄化槽法の改正により、浄化槽法の目的に公共用水域等の水質の 保全が明記され放流水の水質基準が設定された他、法定検査が確実に行われ、 法定検査に基づき行政が適切な指導監督を行えるようにするため、浄化槽管理 者等への指導権限が強化されました。

この権限強化を踏まえて、兵庫県各県民局、政令市、権限移譲市(伊丹市他7市)では、平成18年度から、指定検査機関である(一社)兵庫県水質保全センター(以下、「センター」と言う。)が実施する法定検査(浄化槽法7条及び第11条に規定)の結果に基づいて、センターと権限移譲市である当市と連携し、不適正判定を受けた浄化槽管理者及び法定検査の未受検者に対する指導を行っています。

(2)不適正判定を受けた浄化槽管理者に対する指導事務フロー図



(3)未受検者に対する指導事務フロー図



(4)設置基数の推移

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置基数	157	157	149	147	145
立入検査基数	34	43	44	11	11

(5)容量別設置基数

①新構造基準適用

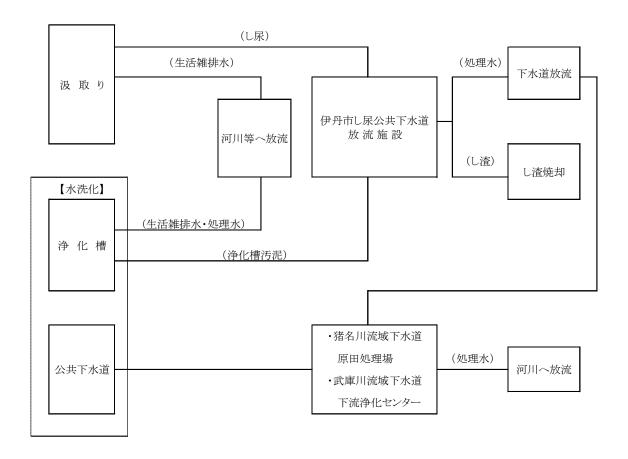
人槽種類	5~10	11~20	21~50	51~100	101~ 200	201~ 300	301~ 500	計
単独処理	46	9	22	2	1	0	1	81
合併処理	6	1	6	0	0	0	0	13
計	52	13	26	2	1	0	1	94

②旧構造基準適用

人槽種類	~20	21~ 100	101~ 200	計
単独処理	50	1	0	51
合併処理	0	0	0	0
計	50	1	0	51

净化槽設置基数	
合計 ①	+(2)
単独処理	132
合併処理	13
合 計	145

(6)生活排水処理図



(7) 浄化槽法に関する事務権限の移譲事項

地方自治法第 252 条 17 の 2 第 1 項において、県知事はその事務の一部を市町村等に移譲できることとされていますが、浄化槽法に関する事務のうち下記項目について移譲します。

記

《伊丹市の移譲事項》

- ① 法第5条第1項・浄化槽の設置(変更)の届出の受理
- ② 法第5条第2項・浄化槽の設置(変更)の届出に係る勧告
- ③ 法第5条第4項の規定による設置届(変更届)の内容が相当であると認める通知
- ④ 法第7条第2項・設置後等の水質検査実施報告の受理
- ⑤ 法第7条の2第1項・設置後等の水質検査についての指導及び助言
- ⑥ 法第7条の2第2項・設置後等の水質検査を受けるべき旨の勧告
- (7) 法第7条の2第3項・設置後等の水質検査についての措置命令
- ⑧ 法第10条の2第1項・浄化槽の使用開始報告書の受理
- ⑨ 法第10条の2第2項・浄化槽技術管理者の変更報告書の受理
- ⑩ 法第10条の2第3項・浄化槽管理者の変更報告書の受理
- ⑪ 法第 11 条の 2・浄化槽の使用廃止の届出の受理
- ② 法第11条の第2項・定期検査(第11条検査)実施報告の受理
- ③ 法第12条第1項・保守点検、清掃について助言、指導及び勧告
- ⑭ 法第12条第2項・保守点検、清掃について改善命令、使用停止命令
- ⑤ 法第12条の2第1項・水質の定期検査(第11条検査)の助言、指導
- ⑤ 法第12条の2第2項・水質の定期検査(第11条検査)を受けるべき旨の勧告
- ① 法第12条の2第3項・水質の定期検査(第11条検査)についての措置命令
- ® 法第53条第1項の規定による浄化槽管理者等に対する報告徴収
- ⑩ 法第53条第2項の規定による浄化槽管理者等への立入検査、質問

平成25年4月5日作成

第8章 環境衛生事業

1. 空き地の適正管理指導業務について

(1) 概説

市民の方から、空き地に関する苦情(除草・樹木の伐採及び剪定・そ族昆虫の発生・ 不法投棄)を伊丹市環境保全条例に基づいて、空き地の所有者に対し管理指導を行いま した。

・空き地の除草

所 有 者 除 草 対 象 空 地		除草空地		除 草 率 (%)				
市内	市外	不明	件数	面積	件 数	面積	件数	面積
3名	15名	10名	17件	9, 069. 20 m²	9件	6, 476. 85 m²	52. 94%	71. 42%

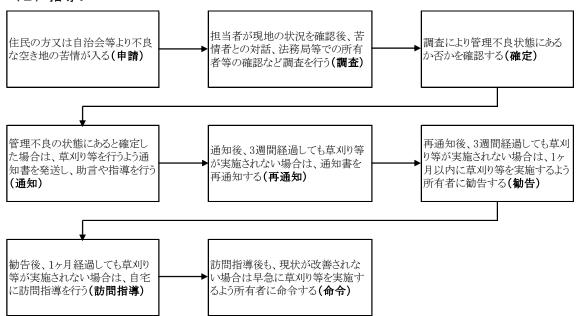
伊丹市環境保全条例とは

第1条 この条例は、伊丹市環境基本条例(平成15年伊丹市条例第3号)の理念にのっとり、公害の防止のための規制その他の措置を講ずるとともに、生活環境と地球環境の保全および創造に関する施策を定めて推進することにより、市民の健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(空き地の適正管理等)

- 第65条 空き地の所有者、占有者または管理者は、当該空き地に繁茂した雑草、枯草または投棄された廃棄物を除去し、廃棄物の不法投棄を防止する措置を講ずる等付近住民の生活環境を害さないよう適正に管理しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反して付近住民の生活環境を著しく侵害している者があると 認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告し、または命令することが できる。

(2) 指導フロー



第9章 業者関係

1. 粗大ごみ受付センター (072-769-5380)

業者名	所 在 地	電 話 番 号
(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクト	534-0024 大阪市都島区東野田町4丁目15番82号	06-6450-5460

2. ごみ収集委託業者

業者名	所 在 地	電 話 番 号
㈱大協	664-0837 伊丹市北河原5丁目3番31号	072-771-0339
エアーポート企業㈱	664-0842 伊丹市森本1丁目8番地の9	072-771-0338
泉興業㈱	660-0051 尼崎市東七松町1丁目15番20号	06-6488-5005
鍵本産業㈱	561-0845 豊中市利倉2丁目12番35号	06-6323-0332
㈱ヤマサ環境エンジニアリング	662-0934 西宮市西宮浜3丁目2番2号	0798-26-3555
㈱関西衛生工業所	664-0839 伊丹市桑津1丁目1番12号	072-777-6966

3. し尿収集委託業者

業者名	所 在 地	電話番号
伊丹市環境事業協同組合	664-0898 伊丹市千僧2丁目167番地の301	072-777-2825

4. 古紙類・古着類・空き缶回収

業者名	所 在 地	電話番号
伊丹市エコリサイクル事業協同組合	664-0844 伊丹市口酒井3丁目3番21号	072-772-4880

5. 一般廃棄物収集•運搬許可業者

業者名	所 在 地	電 話 番 号
㈱大協	664-0837 伊丹市北河原5丁目3番31号	072-771-0339
エアーポート企業㈱	563-0034 池田市空港2丁目368番地	06-6855-1113
鍵本産業㈱	561-0845 豊中市利倉2丁目12番35号	06-6323-0332
㈱ヤマサ環境エンジニアリング	662-0934 西宮市西宮浜3丁目2番2号	0798-26-3555
泉興業㈱	660-0051 尼崎市東七松町1丁目15番20号	06-6488-5005
阪神器化学㈱	663-8215 西宮市今津水波町10番18号	0798-26-3374
㈱東洋工業所	660-0054 尼崎市西立花町2丁目20番20号	06-6416-1341
㈱関西衛生工業所	664-0839 伊丹市桑津1丁目1番12号	072-777-6966
㈱猪名川動物霊園	666-0214 川辺郡猪名川町清水字前谷51番地2	072-769-0339
㈱美濃ラボ	503-0321 岐阜県海津市平田町今尾1195番地1	0584-66-3657

6. 浄化槽清掃許可業者及び一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集・運搬許可業者

業者名	所 在 地	電話番号
㈱東洋工業所	660-0054 尼崎市西立花町2丁目20番20号	06-6416-1341
阪神器化学㈱	663-8215 西宮市今津水波町10番18号	0798-26-3374
泉興業㈱	660-0051 尼崎市東七松町1丁目15番20号	06-6488-5005
㈱関西衛生工業所	664-0839 伊丹市桑津 1 丁目1番11号	072-777-6966

7. 豊中市し尿収集運搬業務受託業者

業者名	所 在 地	電話番号
豊中環境整備㈱	561-0836 豊中市庄内宝町2丁目8番15号	06-6335-5125

8. 一般廃棄物(豊中市の浄化槽汚泥のみ)積卸許可業者

業者名	所 在 地	電話番号
(株)セツリョウ	560-0085 豊中市上新田1丁目24番M-101号	06-6871-3566
泉興業㈱	660-0051 尼崎市東七松町1丁目15番20号	06-6488-5005
エスク(株)	574-0077 大東市三箇4丁目18番18号	072-871-1065
出口興産㈱	577-0833 東大阪市柏田東町11番41号	06-6727-8481
(有)永田清掃	580-0034 松原市天美西2丁目4番38号	072-331-4600
柾木工業㈱	554-0032 大阪市此花区梅町2丁目2番25号	06-6464-2300
柿本工業㈱	546-0012 大阪市東住吉区中野1丁目14番24号	06-6702-2722
㈱百野工業所	556-0004 大阪市浪速区日本橋西1丁目6番22号	06-6641-4197

第10章 参考資料

1. 伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例

平成4年10月2日条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令に定めのあるもののほか、本市における廃棄物の排出の抑制およびその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理ならびに清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年 法律第137号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、 廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄 物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、廃棄物処理施設を損傷するおそれのある製品、容器等については、自らの下 取りによる回収を行い、製品、容器等の再利用による販売を行う等適正な措置を講じなけ ればならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に 関し市の施策に協力しなければならない。

(市長の責務)

第5条 市長は、あらゆる施策を通じて廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進する等によりその減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

- 第6条 本市における廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、法第5条の7第1項の 規定に基づき、伊丹市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(清潔の義務)

第7条 土地または建物の占有者(占有者がない場合には、管理者。以下「占有者」という。) は、常にその土地または建物の清掃をして清潔を保つように努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第8条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めたときは、これを告示しなければならない。当該計画に大きな変更が生じたときも同様とする。

(占有者の義務)

- 第9条 占有者は、その土地または建物内の廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い当該廃棄物を適正に分別し、保管する等市が行う廃棄物の収集、運搬および処分(以下「市の廃棄物処理」という。)に協力しなければならない。
- 2 占有者は、廃棄物を収納する容器について、廃棄物が飛散し、流出し、およびその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器および当該容器を持ち出しておく所定の場所 を常に清潔にしておかなければならない。
- 3 市の廃棄物処理を受ける占有者は、当該処理を受けるに際して、次に掲げる物を排出してはならない。
 - (1) 有毒性の物
 - (2) 危険性のある物
 - (3) 著しく悪臭を発する物

- (4) 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物
- (5) その他市の廃棄物処理に支障を及ぼすおそれのある物

(資源物の収集または運搬の禁止)

- 第9条の2 市および規則で定めるもの以外のものは、一般廃棄物処理計画で定める分別方法に従い、ごみステーション(次条第1項の規定により、占有者が市長に申し出た場所をいう。)に排出された廃棄物および再生資源集団回収登録団体(市長が別に定めるところにより、市に登録した団体をいう。)が再生資源の集団回収を実施するために指定した集積所に排出された廃棄物のうち、規則で定める資源物を収集し、または運搬してはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反する行為をしたものに対し、当該行為を行わないよう命じる ことができる。

(廃棄物処理の申出)

- 第10条 占有者は、臨時にまたは継続して市の廃棄物処理を受けようとするときは、別に定めるところにより、速やかに市長に申し出なければならない。
- 2 前項の廃棄物のうち、犬、猫等の動物の死体は、他の廃棄物と区別しておかなければな らない。

(廃棄物減量計画の提出)

第11条 規則で定める規模以上の廃棄物を排出する事業者(以下「多量排出事業者」という。) は、その排出する廃棄物の再生利用等による減量に関する計画(以下「廃棄物減量計画」 という。)を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。廃棄 物減量計画に大きな変更が生じたときも同様とする。

(廃棄物管理責任者の届出)

第12条 多量排出事業者は、その排出する廃棄物の減量に関する業務で規則で定めるものを 行わせるため、廃棄物管理責任者を選任し、規則で定めるところにより、市長に届け出な ければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも同様とする。

(指導および勧告)

第13条 市長は、多量排出事業者が第11条または前条の規定に違反していると認めるときは、

当該多量排出事業者に対し、必要な指導を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた多量排出事業者が、当該指導に従わないときは、 期限を定めて、廃棄物減量計画の提出または廃棄物管理責任者の届出をすべき旨の勧告を することができる。

(公表)

第14条 市長は、前条の勧告を受けた多量排出事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わ なかったときは、その旨を公表することができる。

(一般廃棄物処理の拒否の措置)

第15条 市長は、第11条の規定に違反したことにより第13条第2項の勧告を受けた多量排出 事業者が、前条の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、 正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その排出する廃棄物の処理の拒否に関 し必要な措置を講ずることができる。

(多量の廃棄物)

- 第16条 法第6条の2第5項の規定による事業活動から生ずる多量のごみ、粗大ごみ等の廃棄物について、市長が、運搬すべき場所および方法を指示することができる範囲は、次のとおりとする。ただし、他の廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、当該廃棄物の処理に支障のない範囲内の量とする。
 - (1) 1日の平均排出量が10キログラム以上のもの
 - (2) 一時の排出量が100キログラム以上のもの
- 2 前項の規定にかかわらず、当該廃棄物で1日の平均排出量が10キログラム未満であって も、毎日または隔日に処理を必要とするものは、前項の廃棄物とみなす。
- 3 第1項に規定する廃棄物について、運搬すべき場所および方法を指示された者は、あらかじめ、破砕、圧縮等の適切な措置を講ずるように努めなければならない。

(廃棄物処理手数料)

- 第17条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、市の廃棄物 処理に関し、次に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。
 - (1) ごみ処理手数料

- (2) 死獣処理手数料
- (3) し尿処理手数料
- (4) 浄化槽等汚泥処分手数料

(ごみ処理手数料)

- 第18条 ごみ処理手数料は、次に掲げるごみの処理に関して徴収するものとし、その額は、 次の各号に掲げるごみの区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 日常生活に伴って一時に多量に生じたごみ(次号に規定する粗大ごみで一時に生じた数量が規則で定める数量以上のものを含む。)で、臨時の収集を要するもの 10キログラムにつき160円の割合で計算して得た額。ただし、重量の認定が困難なときは、1 立方メートルにつき4,800円の割合で計算して得た額とする。
 - (2) 日常生活に伴って生じた粗大ごみ (規則で定める大きさを超えるごみをいう。)で 前号に該当しないもの 粗大ごみの種類ごとに4,000円以下で規則で定める額
 - (3) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家 庭用機器廃棄物 次に掲げる機械器具の種類ごとにそれぞれに定める額
 - ア ユニット形エアコンディショナー 1台につき2,500円
 - イ テレビジョン受信機 1台につき2,500円
 - ウ 電気冷蔵庫および電気冷凍庫 1台につき4,000円
 - エ 電気洗濯機および衣類乾燥機 1台につき2,500円

(死獣処理手数料)

第19条 死獣処理手数料は、犬、猫等の動物の死体の処理に関して徴収するものとし、その 額は、次のとおりとする。

	種類	1 死体に係る額	
犬	シェパードおよびこれに準ずる大型成	3,500円(2,000円)	
	犬		
	上記以外のもの	3,000円(2,000円)	
猫その	他の死獣	2,000円(1,000円)	

備考 括弧書は、伊丹市営斎場へ持ち込んだ場合の額を表す。

(し尿処理手数料)

- 第20条 し尿処理手数料(以下この条において「手数料」という。)は、し尿の処理に関して徴収するものとし、その額は、次のとおりとする。
 - (1) 人数割制料金
 - 一般の家庭については、人数割制とし、1人につき月額300円の割合で計算して得た額
 - (2) 従量制料金
 - 一般の家庭以外のものについては、従量制とし、180リットルにつき1,200円の割合で 計算して得た額(一時的な事業活動のために臨時に収集するものについては、当該額に 収集1回につき3,500円を加算した額)
- 2 手数料の算定基礎となる世帯人員および排出量は、毎年4月1日現在の状態によって、 市長が認定する。
- 3 4月2日以後に、転入等により新たに手数料の納付義務が発生した者には、その発生した月分から手数料を徴収する。この場合において、手数料の算定基礎となる世帯人員および排出量は、手数料の納付義務の発生した日の状態によって、市長が認定する。
- 4 4月2日以後に転出等により、手数料の納付義務が消滅した者には、その消滅した月分まで手数料を徴収する。
- 5 4月2日以後において、世帯人員に変更のあった場合は、その届出により第3項および 前項の規定に準じて、市長が認定する。

(浄化槽等汚泥処分手数料)

第21条 浄化槽等汚泥処分手数料は、浄化槽の汚泥および建築物に設置された排水槽等の汚泥(し尿を含むものに限る。)の処分に関して徴収するものとし、その額は、1キロリットルにつき1,000円とする。

(廃棄物処理手数料の徴収方法)

第22条 廃棄物処理手数料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(廃棄物処理手数料の減免)

- 第23条 市長は、次の各号の一に該当する者が申請したときは、廃棄物処理手数料を減免することができる。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により生活扶助を受けている者
 - (2) 天災その他の災害を受けた者
 - (3) その他市長が特に必要があると認める者

(廃棄物処理業等の許可申請および手数料)

- 第24条 法第7条第1項,第2項,第6項または第7項の規定により業として行う廃棄物の収集もしくは運搬または処分(以下「廃棄物処理業」という。)の許可を受けようとする者および法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けようとする者ならびに浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、別に定めるところにより許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による許可を受けようとする者は、申請の際次の各号に掲げる許可申請手数 料を納付しなければならない。
 - (1) 廃棄物処理業許可・変更許可申請手数料 1件につき 8,000円
 - (2) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 8,000円
 - (3) 廃棄物処理業または浄化槽清掃業の許可更新または許可証の再交付の申請手数料 1件につき 5,000円
- 3 既納の許可申請手数料は、返還しない。

(報告の徴収)

第25条 市長は、事業者、廃棄物処理業の許可を受けた者および浄化槽清掃業の許可を受けた者から別に定めるところにより報告を求めることができる。

(伊丹市行政手続条例の適用除外)

第26条 第9条の2第2項の規定による命令については、伊丹市行政手続条例(平成8年伊 丹市条例第15号)第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第28条 第9条の2第2項の規定による命令に違反した者は,20万円以下の罰金に処する。 (両罰規定)

第29条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人,使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して,前条の違反行為をした場合においては,その行為者を罰するほか, その法人または人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例(以下「旧条例」 という。)の規定により徴収し、または徴収すべきであった廃棄物処理手数料については、 なお従前の例による。
- 3 前項に定めるものを除き、この条例の施行の日前に旧条例の規定に基づいて行われた手 続等は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定に基づいて行わ れた手続等とみなす。

付 則(平成6年3月28日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであったごみ処理手数料及び許可申請手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成10年3月27日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった死獣処理手数料、し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処分手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成11年3月25日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであったごみ処理手数料については、なお従前の例による。

付 則 (平成12年3月27日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年12月21日条例第55号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成15年10月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条第1項の改正規定中「第4項または第5項」を「第6項または第7項」に改める部分は、平成15年12月1日から施行する。

付 則(平成16年3月26日条例第12号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月26日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第15条第1項第2号の規定は、平成19年4月1日以後に行われたし尿の処理に係るし尿処理手数料について適用し、同日前に行われたし尿の処理に係るし尿処理手数料については、なお従前の例による。

付 則 (平成21年3月27日条例第9号)

この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、第13条第2項第3号エの改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月30日条例第11号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月28日条例第18号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

付 則(平成30年12月25日条例第65号)

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

2. 伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則

昭和47年4月1日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例(平成4年伊丹市条例第 33号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資源物の収集または運搬の禁止)

- 第2条 条例第9条の2第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 市と資源物の収集および運搬に係る協定を締結しているもの
 - (2) 再生資源集団回収登録団体と資源物の収集および運搬に係る業務委託契約を締結しているもの
- 2 条例第9条の2第1項の規則で定める資源物は、次に掲げる資源物とする。
 - (1) 古紙類 (新聞、雑誌・雑多な紙、ダンボールおよび紙パックをいう。)
 - (2) 古着類
 - (3) 空き缶
- 3 条例第9条の2第2項の規定による命令は、禁止命令書(様式第1号)の交付により行うものとする。

(廃棄物の処理の申込み手続等)

- 第3条 条例第10条第1項の規定により市の廃棄物処理を申し出ようとする者は、それぞれ 次に掲げる区分に従い、申込書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 継続して廃棄物の処理を受けようとするとき。 廃棄物処理申込書(様式第2号) またはごみステーションに関する届出書(様式第2号の2)
 - (2) 条例第18条第1号に規定する臨時の収集を要するごみの処理を受けようとするとき。 臨時ごみ等処理申込書 (様式第3号)
 - (3) 条例第18条第2号に規定する粗大ごみの処理を受けようとするとき。 粗大ごみ処理申込書(様式第3号の2)
 - (4) 動物の死体等の処理を受けようとするとき。 動物の死体等処理申込書(様式第4号)

- (5) 臨時にし尿の処理を受けようとするとき。 臨時し尿処理申込書(様式第5号)
- 2 前項第1号の申込書を提出した者で、次の各号のいずれかに該当する場合は、ごみステーションに関する届出書または廃棄物処理変更届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、第1号に該当する場合で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民異動届を提出した後当該変更届を提出しないときには、住民異動届を当該変更届とみなす。
 - (1) 当該申込書の記載事項に変更があつた場合
 - (2) 公共下水道または浄化槽による水洗便所使用のため、し尿処理の必要がなくなつた場合

(多量排出事業者となる廃棄物の排出の規模)

第4条 条例第11条の規則で定める規模は、1の事業所につき1月当たりの平均的な排出量が5トンであることとする。

(廃棄物減量計画の提出)

- 第5条 条例第11条前段の規定による廃棄物減量計画の提出は、毎年度(毎年4月1日から 翌年3月31日までをいう。)分について、事業所ごとに、廃棄物減量計画書(様式第6号 の2)により、当該年度の5月31日までに行わなければならない。
- 2 条例第11条後段の規定による廃棄物減量計画の提出は、変更の事由が生じた後速やかに 廃棄物減量計画書により行わなければならない。

(廃棄物管理責任者)

- 第6条 条例第12条の廃棄物の減量に関する業務で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 廃棄物減量計画の作成および実施に関すること。
 - (2) 事業所内における廃棄物の適正な分別および排出に関すること。
- 2 条例第12条に規定する廃棄物管理責任者は、事業所内の廃棄物の管理について権限を有 する者でなければならない。
- 3 条例第12条の規定による廃棄物管理責任者の届出は、廃棄物管理責任者選任(変更)届 (様式第6号の3)により、選任後速やかに行わなければならない。

(規則で定める粗大ごみの数量等および手数料の額)

第7条 条例第18条第1号の規則で定める数量は、6個とする。

- 2 条例第18条第2号の規則で定める大きさは、一の粗大ごみについて、各辺の長さが、それぞれ30センチメートルとする。ただし、縦80センチメートル以下、横65センチメートル以下の袋に封入したものおよび長さが100センチメートル以内の棒状のもので日常生活に必要な物品として市長が指定する種類のものを除く。
- 3 条例第18条第2号の規則で定める額は、粗大ごみの種類ごとに別表に定めるとおりとする。

(廃棄物処理手数料の徴収)

- 第8条 廃棄物処理手数料の徴収は、次に定めるところにより行う。
 - (1) 第3条第1項第1号の規定による申込書を提出した者に係るし尿処理手数料は、4 ヵ月分を一度に徴収するものとし、その納期限は、次のとおりとする。ただし、納期限 が日曜日、土曜日または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する 休日に当たるときは、これらの日の翌日を納期限とする。

人数割制

第1期(4月分,5月分,6月分,7月分)7月31日

第2期(8月分,9月分,10月分,11月分) 11月30日

第3期(12月分, 1月分, 2月分, 3月分) 3月31日

従量制

第1期(3月分,4月分,5月分,6月分)7月31日

第2期(7月分,8月分,9月分,10月分) 11月30日

第3期(11月分, 12月分, 1月分, 2月分) 3月31日

- (2) 第3条第1項第2号から第5号までの規定による申込書を提出した者に係るごみ 処理手数料, 死獣処理手数料およびし尿処理手数料は, その都度徴収するものとする。
- 2 廃棄物処理手数料の徴収は納入通知書により行う。ただし、集金によることを妨げない。 (納入通知書等)
- 第9条 前条の規定により廃棄物処理手数料を徴収しようとする場合は、次の各号の区分に

- 従い、当該各号に掲げる様式による納入通知書または領収書を発行する。
- (1) し尿処理手数料の納入通知書による場合 し尿処理手数料納入通知書兼領収証書 (様式第7号または様式第8号)
- (2) 前条第1項第2号の規定により徴収するごみ処理手数料および死獣処理手数料の 集金による場合 臨時ごみ,粗大ごみ,死獣処理手数料領収書(様式第9号) (廃棄物処理手数料の減免)
- 第10条 廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減額(免除)の申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、減免を許可したときは、廃棄物処理手数料減額(免除)通知書(様式第11号) を前項の者に交付する。

(廃棄物処理業等の許可申請)

- 第11条 廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、廃棄物処理業許可申請書(様式第12号) に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
 - (1) 法人にあつては会社定款の写および登記事項証明書
 - (2) 廃棄物の貯留槽,埋立場,焼却場,積換場および車庫の所在地ならびにそれぞれの 構造仕様書および付近の見取図
 - (3) 廃棄物処理業許可·変更許可申請調書(様式第13号)
 - (4) 作業計画書
 - (5) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類
- 2 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第14号)に 次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
 - (1) 法人にあつては会社定款の写および登記事項証明書
 - (2) 環境大臣の認定する講習会の課程を終了したことを証する書類の写
 - (3) 汚泥の貯留槽,処理場,車庫等の所在地ならびにそれぞれの構造仕様書および付近の見取図
 - (4) 浄化槽清掃業許可申請調書(様式第15号)
 - (5) 作業計画書

- (6) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類
- 3 第1項および前項の申請書の記載事項に変更があつたときは、直ちにその事項について 理由を付して市長に届け出るとともに、市長の承認を得なければならない。

(廃棄物処理業の変更許可申請)

第12条 廃棄物処理業の許可を受けた者が事業範囲の変更許可を受けようとするときは、廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(様式第16号)に、前条第1項第1号から第5号までに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(許可証の交付等)

- 第13条 市長は、廃棄物処理業もしくは浄化槽清掃業の許可または廃棄物処理業の事業範囲の変更許可をしたときは、当該許可に係る申請をした者に許可証(様式第17号)を交付する。
- 2 前項の許可証の交付を受けた者が、許可証を亡失またはき損したときは、許可証再交付申請書(様式第18号)を市長に提出するとともに、き損の場合については、当該許可証を添えて許可証の再交付を受けなければならない。

(業務の開始届)

- 第14条 廃棄物処理業の許可を受けた者もしくは廃棄物処理業の事業範囲の変更許可を受けた者(以下「廃棄物処理業者」という。)または浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)が、当該業務を開始しようとするときは、廃棄物処理業務、浄化槽清掃業務開始届(様式第19号)を市長に提出しなければならない。
- 2 廃棄物処理業者または浄化槽清掃業者が、速やかに業務を開始できないときは、理由を 付してその旨を市長に届け出るように努めなければならない。

(休業および廃業届)

第15条 廃棄物処理業者または浄化槽清掃業者が、休業または廃業しようとするときは、その1月前までに廃棄物処理業、浄化槽清掃業廃(休)業届(様式第20号)に許可証を添えて、市長に届け出なければならない。

(許可証の返還)

第16条 廃棄物処理業者または浄化槽清掃業者で第1号から第3号までの規定に該当する

にいたつたものは、その日から7日以内に、第4号に該当するにいたつたものまたはその 相続人もしくは清算人は、直ちにそれぞれその旨を市長に届け出るとともに当該許可証を 返還しなければならない。

- (1) 廃棄物処理業許可証の有効期間が満了したとき。
- (2) 営業の許可を取り消されたとき。
- (3) 業務の停止を命じられたとき。
- (4) 廃業、休業または死亡したとき。

(報告の徴収)

第17条 条例第25条の規定による報告は、廃棄物処理業務実績報告書(様式第21号)または 浄化槽清掃業務実績報告書(様式第22号)によつて、速やかに行わなければならない。 (細則)

第18条 この規則に定めるもののほか、廃棄物の処理および清掃に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の伊丹市清掃条例施行規則により行なつた汚物処理申 込み手続は、第2条の規定により行なつたものとみなす。

付 則(昭和48年3月9日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年3月29日規則第14号)

- 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の規定により徴収し、または徴収すべきであつた手数料については、なお従前の例による。

付 則(昭和52年2月28日規則第5号)

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和51年度第3期分のし尿処理 手数料従量制料金については、12月分、1月分、2月分を徴収するものとし、昭和52年3 月分は昭和52年度第1期分に繰入れる。

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の規定により徴収し、または徴収すべきであった手数料については、なお従前の例による。

付 則(昭和53年4月1日規則第28号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則(昭和61年3月29日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則様式第 11号および様式第11号の2の規定による用紙は、昭和61年3月31日までの間、なお使用す ることができる。

付 則(平成4年10月31日規則第43号)

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

付 則(平成6年3月29日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の規定 により徴収し、又は徴収すべきであった手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成12年3月27日規則第10号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年12月22日規則第77号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成15年10月1日規則第37号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、改正前の規則第8条の規定により交付されている許可証については、改正後の規則第8条に規定する許可証とみなす。

付 則(平成17年3月25日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年3月29日規則第24号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月31日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。ただし、様式第8号の改正規定は、平成 21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年度におけるこの規則による改正後の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する 条例施行規則第4条第1項の規定による廃棄物減量計画の提出は、同項の規定にかかわら ず、平成21年6月1日から平成22年3月31日までの分について、平成21年6月30日までに 行うものとする。

付 則(平成24年3月30日規則第21号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成27年12月24日規則第64号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項の改正規定及び様式 第13号の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成30年12月28日規則第67号)

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

別表 (第6条第3号)

粗大ごみ処理手数料

(単位:円)

	種類	単位	手数料
如。帝儿、朱山			
	アンテナ(室外用)	1基	300
品	温水洗浄機付便座	1台	300
	空気清浄機,空気循環機	1台	600
	照明器具	1台	300
	除湿器	1台	600
	ズボンプレッサー	1台	300
	掃除機	1台	300
	ミシン(卓上型)	1台	300
	ミシン(卓上型以外のもの)	1台	900
映像・音響機	オーディオアンプその他楽器用アンプ	1台	300
器	カセットデッキ	1台	300
	カラオケ演奏装置	1台	1,800
	ステレオセット, ミニコンポ (最大の辺が 1 m未満のもので あつて, スピーカー付のものを含む。)	1台	600
	ステレオセット,ミニコンポ(最大の辺が 1 m以上のもので あつて,スピーカー付のものを含む。)	1台	1, 200
	スピーカー	1台	300
	テレビチューナー(アンテナを除く。)	1台	300
	ビデオデッキその他の録画再生機器	1台	300
	CDプレーヤー, DVDプレーヤーその他これらに類するもの	1台	300

	モニター (テレビジョン受信機およびパソコン用モニターを 除く。)	1台	300
OA機器	コピー機(業務用を除き、卓上型のものに限る。)	1台	600
	パソコン用プリンター(複合機能一体型を含む。)	1台	300
	ファクシミリ(電話機一体型を含む。)	1台	300
冷暖房器具	ウィンドーファン	1台	600
	こたつ (こたつの天板を除き、最大の辺が1m未満のもの)	1台	300
	こたつ (こたつの天板を除き、最大の辺が1m以上のもの)	1台	600
	こたつの天板	1枚	300
	ストーブ,冷温風機,扇風機その他冷暖房器具	1台	300
	ホットカーペット	1枚	300
台所用品	ガスコンロ (1口), 魚焼き機, バーベキューコンロ, ホットプレート, グリル鍋その他の加熱調理機	1台	300
	ガスコンロ(2口以上)	1台	600
	換気扇	1台	300
	瞬間湯沸器	1台	300
	食器洗い乾燥機	1台	600
	食器乾燥機	1台	300
	炊飯器	1台	300
	電気ポット,湯沸器,給水器	1台	300
	電子レンジ,オーブンレンジ	1台	600
	電磁調理器(1口)	1台	300
	電磁調理器(2口以上)	1台	600
	ミキサー	1台	300
	餅つき機, パン焼き器	1台	300
	米びつ	1台	300

1		
椅子,座椅子	1 脚	300
カーペット, じゅうたん (4.5畳未満)	1枚	300
カーペット,じゅうたん(4.5畳以上)	1枚	600
傘立て	1台	300
姿見	1台	300
鏡台	1台	600
ソファー(1人掛)	1 脚	600
ソファー(2人掛)	1 脚	900
ソファー(3人掛以上)	1 脚	1, 200
食卓,テーブル(最大の辺または径が1m未満のもの)	1台	300
食卓,テーブル(最大の辺または径が1m以上のもの)	1台	600
学習机(木製)	1台	600
学習机(金属製)	1台	1, 200
パイプハンガー(最大の辺が 1 m未満のもの)	1 基	300
パイプハンガー (最大の辺が1m以上2m未満のもの)	1 基	600
パイプハンガー(最大の辺が 2 m以上のもの)	1 基	900
ソファーベッド	1台	1, 200
ベッド(マットレスを除き,電動モーターのないものに限る。)	1台	900
たんす、食器棚、書棚、テレビ台その他の収納家具(最大の幅および高さの合計が1m未満のもの)	1台	300
たんす、食器棚、書棚、テレビ台その他の収納家具(最大の	1台	600
幅および高さの合計が1m以上2m未満のもの)		
たんす、食器棚、書棚、テレビ台その他の収納家具(最大の幅および高さの合計が2m以上3m未満のもの)	1台	900
たんす、食器棚、書棚、テレビ台その他の収納家具(最大の	1台	1,800
	カーペット、じゅうたん(4.5畳未満) カーペット、じゅうたん(4.5畳以上) 傘立て 姿見 鏡台 ソファー(1人掛) ソファー(2人掛) ソファー(3人掛以上) 食卓、テーブル(最大の辺または径が1m未満のもの) 食卓、テーブル(最大の辺または径が1m以上のもの) 学習机(木製) 学習机(金属製) パイプハンガー(最大の辺が1m以上2m未満のもの) パイプハンガー(最大の辺が1m以上2m未満のもの) パイプハンガー(最大の辺が2m以上のもの) ソファーベッド ベッド(マットレスを除き、電動モーターのないものに限る。) たんす、食器棚、書棚、テレビ台その他の収納家具(最大の幅および高さの合計が1m以上2m未満のもの) たんす、食器棚、書棚、テレビ台その他の収納家具(最大の幅および高さの合計が1m以上2m未満のもの) たんす、食器棚、書棚、テレビ台その他の収納家具(最大の幅および高さの合計が1m以上2m未満のもの) たんす、食器棚、書棚、テレビ台その他の収納家具(最大の幅および高さの合計が1m以上2m未満のもの)	カーペット、じゅうたん (4.5畳未満) 1枚 カーペット、じゅうたん (4.5畳以上) 1枚 傘立て 1台 袋見 1台 銀合 1台 ソファー (1人掛) 1脚 ソファー (2人掛) 1脚 ソファー (3人掛以上) 1脚 食卓、テーブル (最大の辺または径が1m未満のもの) 1台 食卓、テーブル (最大の辺または径が1m以上のもの) 1台 学習机 (木製) 1台 学習机 (木製) 1台 学習机 (金属製) 1台 ボイブハンガー (最大の辺が1m以上2m未満のもの) 1基 バイブハンガー (最大の辺が1m以上2m未満のもの) 1基 バイブハンガー (最大の辺が1m以上のもの) 1 基 バイブハンガー (最大の辺が1m以上のもの) 1 基 バイブハンガー (最大の辺が1m以上のもの) 1 5 日 たんず、食器棚、書棚、テレビ台その他の収納家具 (最大の 幅および高さの合計が1m未満のもの) 1台 たんず、食器棚、書棚、テレビ台その他の収納家具 (最大の 幅および高さの合計が1m未満のもの) 1台 たんず、食器棚、書棚、テレビ台その他の収納家具 (最大の 幅および高さの合計が1m以上2m未満のもの) 1台

寝具類	座布団 (5枚までを一式)	1式	300	
	布団、折りたたみ式マットレス、こたつ布団	1枚	300	
	枕, クッション, ぬいぐるみ	1点	300	
	マットレス(スプリングのないものおよび折りたたみ式のも	1枚	600	
	のを除く。)	1 仪	800	
	マットレス(シングルサイズまたはセミダブルサイズであつ	1枚	1, 200	
	て,スプリング付のもの)		1, 200	
	マットレス(ダブルサイズ以上であつて、スプリング付のも	1枚	1,800	
of a FIFT steet	(O)			
楽器類	楽器ケース	1個	300	
	キーボード	1台	600	
	ギター	1本	300	
	電子ピアノ、エレクトーン、オルガン	1台	1,800	
健康器具	ぶら下がり健康器	1台	600	
	マッサージ機(椅子型以外のもの)	1台	600	
	マッサージ機(椅子型)	1台	1,800	
	ランニングマシーン、サイクリングマシーン(自走式)	1台	600	
	ランニングマシーン、サイクリングマシーン(電動式)	1台	1,800	
	その他の健康器具(最大の幅および高さの合計が1m未満のもので、電動式のものを除く。)	1台	300	
	その他の健康器具(最大の幅および高さの合計が1m以上のもので、電動式のものを除く。)	1台	600	
	その他の健康器具(最大の幅および高さの合計が1m未満で			
	電動式のもの)	1台	600	
	その他の健康器具(最大の幅および高さの合計が1m以上で 電動式のもの)	1台	1,800	

ジャー用品 剣道の防具 1式 ゴムボート 1艇 ゴルフグラブ (14本までを一式) 1式 サーフボード 1枚 スキー板 (2枚で一式) 1式 スケートボード 1枚 スケートボード 1枚 つり年、つり用の網 (1 mのひもでまとめたものを 1 束とする。) 1束 デント 1張 ビーチバラソル、ガーデンパラソル 1本 レジャーテーブル 1台 本地・ビーカー、バギー車いす (手動式) 1台 三輪車その他乗用玩具自転車(電動式自転車にあつては、充電式電池を取り外したものに限る。) 1台 乳幼児用品 滑り台 1台 チャイルドシート 1台 ブランコ 1台	7 +	カーラーギッカフ	1 4	200
ゴムボート 1艇 ゴルフグラブ (14本までを一式) 1式 サーフボード 1枚 スキー板 (2枚で一式) 1式 スキー用ストック (2本で一式) 1式 スケートボード 1枚 スケートボード 1枚 つり竿,つり用の網 (1 mのひもでまとめたものを1束とする。) 1束 デント 1張 ビーチパラソル,ガーデンパラソル 1本 レジャーテーブル 1台 本いゴ (手動式) 1台 三輪車その他乗用玩具 1台 自転車 (電動式自転車にあつては,充電式電池を取り外したものに限る。) 1台 乳幼児用品 滑り台 チャイルドシート 1台 ブランコ 1台			1台	300
ゴルフバッグ 1個 ゴルフクラブ (14本までを一式) 1式 サーフボード 1枚 スキー板 (2枚で一式) 1式 スケートボード 1枚 スケートボード 1枚 スノーボード 1枚 つり竿, つり用の網 (1 mのひもでまとめたものを1束とする。) 1束 デント 1張 ビーチパラソル, ガーデンパラソル 1本 レジャーテーブル 1台 本ペピーカー, バギー車いす (手動式) 1台 三輪車その他乗用玩具自転車(電動式自転車にあつては, 充電式電池を取り外したものに限る。) 1台 乳幼児用品滑台 1台 チャイルドシートブランコ 1台	ジャー用品	剣道の防具	1式	300
ゴルフクラブ (14本までを一式) 1式 サーフボード 1枚 スキー板 (2枚で一式) 1式 スキー用ストック (2本で一式) 1式 スケートボード 1枚 スノーボード 1枚 つり竿, つり用の網 (1 mのひもでまとめたものを1束とする。) 1束 テント 1張 ビーチバラソル, ガーデンパラソル 1本 レジャーテーブル 1台 本物 1台 本やイカー, バギー車いす (手動式) 1台 三輪車その他乗用玩具自転車にあつては, 充電式電池を取り外したものに限る。) 1台 乳幼児用品滑 1台 チャイルドシートプランコ 1台 ブランコ 1台		ゴムボート	1艇	300
サーフボード 1枚 1, スキー板(2枚で一式) 1式 スキー用ストック(2本で一式) 1式 スケートボード 1枚 スノーボード 1枚 つり竿,つり用の網(1mのひもでまとめたものを1束とする。) 1束 テント 1張 ビーチパラソル,ガーデンパラソル 1本 レジャーテーブル 1台 中軸車 1台 ベビーカー,バギー車いす(手動式) 1台 三輪車その他乗用玩具自転車にあつては、充電式電池を取り外したものに限る。) 1台 乳幼児用品滑台 1台 チャイルドシートプランコ 1台		ゴルフバッグ	1個	300
スキー板 (2枚で一式) 1式 スキー用ストック (2本で一式) 1式 スケートボード 1枚 スノーボード 1枚 つり竿, つり用の網 (1 mのひもでまとめたものを1束とする。) 1束 デント 1張 ビーチパラソル, ガーデンパラソル 1本 レジャーテーブル 1台 一輪車 1台 ベビーカー, バギー車いす (手動式) 1台 三輪車その他乗用玩具自転車(電動式自転車にあつては,充電式電池を取り外したものに限る。) 1台 乳幼児用品滑り台 1台 チャイルドシートブランコ 1台		ゴルフクラブ (14本までを一式)	1式	300
スキー用ストック (2本で一式)		サーフボード	1枚	1, 200
スケートボード		スキー板(2枚で一式)	1式	300
スノーボード		スキー用ストック (2本で一式)	1式	300
つり竿,つり用の網(1 mのひもでまとめたものを1束とする。) テント 1張 ビーチパラソル,ガーデンパラソル 1本 レジャーテーブル 1台 乗物 一輪車 1台 ベビーカー,バギー 1台 車いす(手動式) 1台 三輪車その他乗用玩具 1台 自転車(電動式自転車にあつては,充電式電池を取り外したものに限る。) 乳幼児用品 滑り台 1台 チャイルドシート 1台 ブランコ 1台		スケートボード	1枚	300
1束 1束 1張 1張 1張 1		スノーボード	1枚	300
ビーチパラソル, ガーデンパラソル 1本 レジャーテーブル 1台 乗物 1台 本 1台 本 1台 車いす(手動式) 1台 三輪車その他乗用玩具 1台 自転車(電動式自転車にあつては、充電式電池を取り外したものに限る。) 1台 乳幼児用品 滑り台 チャイルドシート 1台 ブランコ 1台			1束	300
東物 1台 一輪車 1台 ベビーカー, バギー 1台 車いす (手動式) 1台 三輪車その他乗用玩具 1台 自転車 (電動式自転車にあつては,充電式電池を取り外したものに限る。) 1台 乳幼児用品 滑り台 チャイルドシート 1台 ブランコ 1台		テント	1張	300
東物 1台 一輪車 1台 ベビーカー, バギー 1台 車いす (手動式) 1台 三輪車その他乗用玩具 1台 自転車 (電動式自転車にあつては,充電式電池を取り外したものに限る。) 1台 乳幼児用品 滑り台 チャイルドシート 1台 ブランコ 1台		ビーチパラソル,ガーデンパラソル	1本	300
ベビーカー, バギー 1台 車いす (手動式) 1台 三輪車その他乗用玩具 1台 自転車 (電動式自転車にあつては, 充電式電池を取り外したものに限る。) 1台 乳幼児用品 滑り台 チャイルドシート 1台 ブランコ 1台			1台	300
車いす (手動式) 1台 三輪車その他乗用玩具 1台 自転車 (電動式自転車にあつては,充電式電池を取り外したものに限る。) 1台 乳幼児用品 滑り台 チャイルドシート 1台 ブランコ 1台	乗物	一輪車	1台	300
三輪車その他乗用玩具 1台 自転車(電動式自転車にあつては,充電式電池を取り外したものに限る。) 1台 乳幼児用品滑り台 1台 チャイルドシート 1台 ブランコ 1台		ベビーカー, バギー	1台	300
自転車(電動式自転車にあつては,充電式電池を取り外したものに限る。) 1台 乳幼児用品 滑り台 1台 チャイルドシート 1台 ブランコ 1台		車いす(手動式)	1台	600
1台 1台 ものに限る。) 1台 乳幼児用品 滑り台 チャイルドシート 1台 ブランコ 1台		三輪車その他乗用玩具	1台	300
乳幼児用品 滑り台 1台 チャイルドシート 1台 ブランコ 1台			1台	600
チャイルドシート 1台 ブランコ 1台	乳幼児用品		1台	600
ブランコ 1台 (300
				600
				300
		ベビーベッド		600

	歩行器,ゆりかご、ハイローチェア	1台	300
その他	アイロン台	1台	300
	アコーディオンカーテン	1枚	300
	編み機	1台	300
	衣裳ケース	1個	300
	カーテンレール (1 mのひもでまとめたものを1束とする。)	1束	300
	脚立	1台	300
	木切れ(長さが $2m$ 未満であつて、 $1m$ のひもでまとめたものを 1 束とする。)	1束	300
	くわ、熊手、スコップ等の作業用具	1 基	300
	コンポスト容器、生ごみ処理機(自然発酵式)	1台	300
	コンポスト容器、生ごみ処理機(電動式)	1台	600
	芝刈機(手動式)	1台	300
	芝刈機(電動式)	1台	600
	シルバーカー	1台	300
	水槽(最大の辺が60cm未満のもの)	1台	300
	水槽 (最大の辺が60 c m以上のもの)	1台	600
	スーツケース	1個	300
	台車	1台	300
	灯油タンク、ポリタンク、飲料用タンク	1台	300
	トタン, 波板等(最大の辺が2m未満であつて, 1mのひも でまとめたものを1束とする。)	1束	300
	ブラインド,よしず,たてず	1枚	300
	ペット小屋	1台	600
	物置 (解体した状態にあるものであつて、最大の辺が 2 m未満のもの)	1台	1, 200

物置 (解体した状態にあるものであつて,最大の辺が2m以上のもの)	1台	1,800
物干し台(コンクリート製の台座が付いてるものを除く。)	1台	300
物干し竿(3本までを1束とする。)	1 束	300
その他の棒状のもの(長さが2m未満であつて, 1mのひもでまとめたものを1束とする。)	1束	300

備考 この表に掲げる種類以外の粗大ごみの手数料の額は、当該粗大ごみの最大の辺または径が1 m未満のものにあつては1 点につき300円、最大の辺または径が1 m 以上2 m未満のものにあつては1 点につき600円、最大の辺または径が2 m以上のものにあつては1 点につき1, 200円とする。

年 月 日

禁止命令書

住所

氏名 様

伊丹市長

印

あなたは、次のとおり伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第9条の2第1項の 規定に違反したので、同項に定める行為を行わないよう、同条第2項の規定により命令し ます。

なお,この命令に違反した場合には,同条例第28条の規定により,20万円以下の罰金に 処されることになっています。

命令の原因となる事実

1	行為の日時	
2	行為の場所	伊丹市
3	行為の内容	
4	車両番号等	

廃棄物処理申込書											申i	込番号	()
	/ _ 57	+: E		长				申	込年月日			年	月	日
	伊力	·市長		様				入	居年月日			年	月	日
住	所	伊丹	市					()~~-	ジ()—()
フリ	ガナ					連絡先	TEL	(付	近見取図	を書い	て下さ	(い)		Й
氏	名				印	_								4
			下言	己のとおり原	廃棄物処理を	ま申込みます	0							†
			人数	人	前居住者									
			申請	2 市内	転入 水洗家屋よ 汲取家屋よ									
			理	3 HP 4 その		ソギム石								
			由	前住所 伊丹市										
		種別 1 人頭制 2 従量制												
			料金	期期	月から 月まで <u></u>	円	領収済							
±π			備考							納	付	番	号	
課												! ! !		
長														

様式第2号の2

ごみステーションに関する届出書

伊丹市長様

下記のとおり、ごみステーションについて届出します。

「記のとわり、このヘノ・ションについて個面します。 中 万 日											
新設	変更	一 マ	種類	可燃	<u> </u>	びん・	ペット	不燃	・容リプラ	古紙類・古着類・空き	告
	追加	廃止	収集曜日	•					水		
申請者	住所	î									
中胡石	氏名	ı			印	l Te	CL .				
管理者	住所	Î									
日生日	氏名	ı			印	l Te	îL				
開如	台予定日			年		月		日	曜	目	
設置場所		伊丹	市							(地図添付)	
世帯数							世帯		受付者		
自治会長			自治会				É	印	文刊名		
	第 考				完了	検査					

^{*}開発の場合,完了検査印が必要です。

受付

受付(課・環境クリーンセンター)

年 月 日

臨時ごみ等処理申込書

伊丹市長 様

領収書番号()

申	住所	伊州	丹市					()ページ	()—()
込								付近見取図	図を書いて	下さい。		N
者	氏名				T 印 E L	_						4
種		具, 品名		電化製品	,その他							ı
類												
量	1	ラッ	ク (2t)		台		kg					
料金	無	料•	減免・	有料			円					
備	考											
課	Į Į	Į.										
									月	日申	込者確認	印

粗大ごみ処理申込書

伊丹市長 様

V	-) 1 III T	< 14¢											
					領収書番号()		年	月		日
	(住	所)						()~-:	ジ ()—()	
申	伊丹市	ī							備考				
込	(氏名)											
者					T								
18	様		様	Е		_							
					L								
		品	目		_	数	金	額					
									1				
品								1					
									1				
名									1				
								1					
		合 計						1					
課	長												
								予約日		月	日	()
								1 7/13 [, ,		`	,

動物の死体等処理申込書

									No.			
f	尹丹	市長	様	領収	又書番号()	年	月	日	午前 午後	
申	住所	伊丹市					()	ページ	()—()
込							付近見	取図を	書いて	下さい	, \ ₀	И
者	氏名			T 印 E L	_							4
種類	(里	予良・飼) 犬,	猫,そ	の他の死	獣()						'
数 量			匹頭									
料 金	無	料 • 有料	学			円						
備	考											
課	. 長	7							月	日	申込者確認	印

No.													

臨時し尿処理申請書

伊丹市長 様

											牛	月	Ħ
申	住所	伊	丹市					()~~-;	<i>"</i> ()—()
請								付近見耳	文図を書いて	で下さ	い。		Ν
人	氏名				印 TEL	_							4
P	勺	1	仮設住	宅 2 対	建設現場	3 一般	家庭						'
名	容	4	その他	ı									
備	考。	• 料	金請求先	ŧ									
汲	取量	量		台-		1	円						
誹	ļ ļ	툳											
									月	日	申請	青人確認	印

Ш

Ħ

#

届出日

廃棄物減量計画書

年 月 日

伊丹市長 様

住 所

氏 名 印

電 話 () — (法人にあつては,名称および代表者の氏名)

伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第11条に基づき, 年度の廃棄物減量計画 書を提出します。

	事業所の	名称								
事業	事業所の別	斤在地								
事業用建築物	事業の主な内 製造・加工 医療・福祉	販売	・流通 他()	建	物の形状 地上 地下	犬	階 階	延べ面積	責	\mathtt{m}^2
			学校 他()	就	業人員	% 1	人	来客数	*2	2. 人
		①氏 名		<u> </u>						
廃棄	廃 棄 物 管理責任者	②所属·職名	1							
廃棄物の管理		③電 話			4FAX					
管理	廃棄物管理組	且織 ①有り	・ ②無し	廃	棄物の分	分別規	準	①有り	•	②無し
	廃棄物の減量	量やリサイクル	に関する社内	研修				①有り	•	②無し
環境活動		ジメント の取得状況	IS01400		その他	の環境	ラマス	ネジメン	トシ	ステム
活動		√ 収 待 扒 걨	取得・取得	予定	()耳	负得 ・	取	得予定

- ※1 学校は就業人員に生徒の数を加えた数を、病院は就業人員に平均的な入院患者の数を加えた数を、介護福祉施設は就業人員に平均的な入居者の数を加えた数を、それぞれ記入して下さい。
- ※2 一日の平均的な来客数を記入して下さい。
- ※3 未取得の場合は、記入しないで下さい。

	処理区分	₽	作年度実績		72	本年度計画			
		ごみ発生量	内	訳	ごみ発生量	内	訳	収集美	業者名
ごみ	みの内訳	(A+B)トン	廃棄量 (A)トン	資源化量 (B)トン	(C+D)トン	廃棄量 (C)トン	資源化量 (D)トン	廃棄物	資源
	段ボール								
	新聞·雑誌								
紙類	0. A用紙								
	機密文書								
	その他の紙類								
可姆	食品循環資源 ※4								
可燃物	その他可燃物								
空き	きびん※5								
空意	き缶※5								
その他									
合	計								

- ※4 食品リサイクル法の規定により食品循環資源として再生利用している廃棄物を記入して下さい。
- ※5 他者が設置した自動販売機から発生し、他者が回収するものを除く。

		発生抑制	再生利用
減量・声	昨年度実績		
再生への取組み	本年度計画		
み	課 題		

廃棄物管理責任者選任(変更)届

年 月 日

伊丹市長 様

住	所			
氏	名		印	J
(法	人にあつ	ては,	名称および代表者の氏名)	
雷	話()	_	

廃棄物管理責任者を選任(変更)したので,伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第 12条の規定に基づき,次のとおり届け出ます。

事業	所の名称									
事業	所の所在地									
		氏	名							
新	廃棄物管理 責 任 者	役 職	名							
		電	話	()	_	-		(内線)
	選任年月日					年	:	月	日	
		氏	名							
旧	廃棄物管理 責 任 者	役 職	名							
		電	話	()	_	-		(内線)
	変更年月日					年	:	月	日	

様式第7号

禁 律 数阳 手運 型を 從 斧 账 し収

										_
	し尿処理手数料		様		崩	H	H	H	H	
Ш	し尿処理				策					П
Ŧ.										月
Ę	-般会計				年度					卅
5	一般									
JN 1										随
Ϋ́	11-1/				_	क्र	茶	金		類
7	年度			神	期別	:数)	羧			
		🗔		1	•	理主	#	崇	11111111	斧
		住所	氏名	通知書番号	年度	し尿処理手数料	겺			
		1	Щ		和	し馬	極	延		

Ш щ # 付 印 以 日 上記の金額を収納しました ので、通知します。 伊丹市公金収納金 融 機 関 伊丹市会計管理者

(伊丹市保存用)

単 檪 数知 #

理通

巡入 展 し収

し尿 処 理 手 数 料 納入通知書兼領収証書

檪

し尿処理手数料

一般会計

 \mathbb{H}

羅

無

年度

 \mathbb{E}

 \mathbb{H}

 \mathbb{H}

Ш

Щ

#

i i	年度 一般会	住所	氏名	通知書番号	年度・期別	し尿処理手数料	督促手数料	湖 納	111111111111111111111111111111111111111	納 期 限	上記の金額を納期限までに 納めてください。	伊丹市長	上記の金額を領収しまし	た。 伊丹市公会収納会融機関	A STANSON WILLIAM STANSON WILL
	手数料		()		崩	E	E	E	E						É
Ι	し尿処理手数料				第					В В					人計器問行之口
!	一般会計				年度					争	がた		ţ	됴	
	年度 -			台:	期別	数料	数料	④		期限	上記のとおり収入してくだ さい。	伊丹市公金収納金 麗 機 関 機		伊丹市会計管理者	
	4	住所	氏名	通知書番号	年度・其	し尿処理手数料	督促手	延滞	11111111	納	上記のとおさい。	争中中		伊丹市	

◎この領収証書は5年間保存してください。 (納付者保存用)

(金融機関保存用)

ŧ 됴

以 日

処理人員・処理量 0 卌 描 닺 颌 齠 無 谻 領収 日付印 ₩ 私 熈 中 Κ 無 b 77 m 128 世 上記の金額を収納しました。 伊丹市公金収納金融機関 ◎この領収証書は5年間保存してください。 築 納 菜 上記の金額を納期限までに納めてください。 数 卅 黚 刘 **=** 厎 戦 ے ₩ 七 種別 中 広 # 中 上記の金額を収入してください。 伊丹市会計管理者 存用) 伊丹市し尿処理手数料収入通知書 納付番号 額 金 名 し尿処理手数料 ⑭ 領収日付印 翔 融機 納 金 額 し尿処理手数料 丰 呆 剰 烣 納付番号 篵 領収日付印 닺 菜 数 卅 凶 Щ # 黚 とりまとめ金融機関的 上記の金額を収納しました。 伊丹 市会 計管 理 者様 账 刘 崩 Æ 厎 4 د ₽ 七 指 定金融機関 戉 中

様式第8号 (0CR用)

年月	度									
	=			<u>み・死獣処</u> 湏収しまし		<u>京符</u>				
						4	年	月	日	
									臨時	ごみ
出納貞	1							種	粗大	ごみ
No.		分任出納	<u>氏</u>	名			_	別	1117	_ •)
									死	獣
カード番号	住	所	氏	名	収集	実施日		手	数料金	額
				様	年	月	日			円

年月	き								
				み・死獣処! 収入しまし			∕ -		п
						<u>′</u>	年	月	日
									臨時ごみ
出納 No.		分任出	印出納員	氏名				種別	 粗大ごみ
									死 獣
カード番号	住	所	氏	名	収集	実施日		手	数料金額
				様	年	月	日		円

◎出納印なきもの、金額を訂正したもの、日付のないものは無効です。

廃棄物処理手数料減額(免除)申請書

年	月	\exists

伊丹市長様

住 所

氏 名 即

電 話

伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、廃棄物処理手数料の減額(免除)について、下記のとおり申請いたします。

記

- 1 理 由
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けているため
 - (2) 天災を受けたため

(3) その他(

2 添付書類

手数料の 種 類	種別	申請時の 手数料額	減免後の 手数料額	減免の期間	備	夸
				~		

廃棄物処理手数料減額(免除)通知書

住 所

氏 名

電 話

年 月 日付廃棄物処理手数料減額(免除)申請について、伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則第10条第2項の規定により、次のとおり通知します。

年 月 日

伊丹市長

囙

記

手数料の 種 類	種 別	申請時の 手数料額	減免後の 手数料額	減免の期間	備考
				~	

廃棄物処理業許可申請書

年 月 日

伊丹市長 様

申請者住所

氏名印(法人にあつてはその名称および代表者の氏名)生年月日年月日

電 話

私(当社)は、廃棄物処理業を営業いたしたく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条 第1項、第2項、第6項または第7項および伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第24 条第1項の規定により下記のとおり申請いたします。

記

- 1 営業所の所在地
- 2 取り扱う廃棄物の種別
- 3 収集,運搬,処分の別(ただし 市から生ずる廃棄物)
- 4 添付書類
 - (1) 法人にあつては会社定款の写および登記事項証明書
 - (2) 廃棄物の貯留槽,埋立場,焼却場,積換場および車庫の所在地ならびにそれぞれの構造仕様書および付近の見取図
 - (3) 廃棄物処理業許可·変更許可申請調書(様式第13号)
 - (4) 作業計画書
 - (5) その他市長が必要と認める書類

廃 棄 物 処 理 業 許 可 · 変 更 許 可 申 請 調 書

1 収集運搬車について

登	録	番	号	車種	積	載	量	登録年	月日	年	式

2 法人役員の名簿

職	名	氏	名	住	所	生年月日	勤続年数

3 従業員の名簿

職	名	氏	名	住	所	年 齢	勤続年	三数

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

伊丹市長 様

申請者住所 氏 名 印 (法人にあつてはその名称および代表者の氏名) 生年月日 年 月 日生 電 話

私(当社)は、浄化槽清掃業を営業いたしたく、浄化槽法第35条第1項ならびに伊丹市廃棄 物の処理および清掃に関する条例第24条第1項の規定により下記のとおり申請いたします。

記

- 1 営業所の所在地
- 2 添 付 書 類
 - (1) 法人にあつては会社定款の写および登記事項証明書
 - (2) 維持管理士の資格の写
 - (3) 汚泥の貯留槽,処理場,車庫等の所在地ならびにそれぞれの構造仕様書および付近の見取図
 - (4) 浄化槽清掃業許可申請調書(様式第15号)
 - (5) 作業計画書
 - (6) その他市長が必要と認める書類

浄 化 槽 清 掃 業 許 可 申 請 調 書

1 収集運搬車について

登	録	番	号	車	重	積	載	量	登 録	年	月	日	年	į	式

2 法人役員の名簿

役職名	氏	名	住所	生年月日	勤 続年 数		士資格
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,	年 数	有 無	取得年月日

3 従業員の名簿

職	名	氏	名	住	所	年 齢	勤年	続数			士		
							7	双	有	無	取得	牛片	l H

4 業務経歴 営業開始 年 月 日

廃 棄 物 処 理 業 事業範囲変更許可申請書

年 月 日

伊丹市長 様

申請者住所 氏 名 印 (法人にあつてはその名称および代表者の氏名) 生年月日 年 月 日生 電 話

廃棄物の処理および清掃に関する法律第7条の2第1項ならびに伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第24条第1項の規定により、一般廃棄物(収集運搬業・処分業)の事業 範囲の変更許可について、下記のとおり申請します。

記

許可	年月日	及び	番号		年	月	日伊	丹市指	令()第	号	
変	更	事	項				変	更	内	容			
変	更	理	由										
取	扱	廃	棄	物	の	種	類						
収集	運搬。	または	処分	の用に	供する	施設の	概要						
積替	えまた	は処分	分の月	月に供す	-る保管	が施設の	概要						
事	務	戸	f	0)	所	在	地						
事	業	場		の	所	在	地						
変	更	亨	5	定	年	月	日		年		月	日	

添付書類

- (1) 法人にあっては会社定款の写および登記事項証明書
- (2) 廃棄物の貯留槽,埋立場,焼却場,積換場および車庫の所在地ならびにそれぞれの構造仕様書および付近の見取図
- (3) 廃棄物処理業許可·変更許可申請調書(様式第13号)
- (4) 作業計画書
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

許 可 証

申請者住所 氏 名 (法人にあつてはその名称および代表者の氏名) 生年月日 年 月 日生

年 月 日付の申請について、伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条 例施行規則第13条第1項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 許可の種類
- 2 取扱廃棄物の種類
- 3 許 可 期 間
- 4 許可をする区域
- 5 その他の条件

年 月 日

伊丹市長

印

許可証再交付申請書

年 月 日

伊丹市長 様

申請者住所 氏 名 印 (法人にあつてはその名称および代表者の氏名) 生年月日 年 月 日生 電 話

亡失 私(当社)は、許可証を しましたので、伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例 き損 施行規則第13条第2項の規定により再交付を下記のとおり申請いたします。

記

営業所の所在地	
業 者 の 名 称	営業の種別
廃 棄 物 の 種 別	許可証番号
収集,運搬,処分の別 (市から生ずる廃棄物)	
再交付申請の理由	

- [注] ① 収集,運搬,処分の欄は,廃棄物処理業許可証の再交付を求める場合のみ記入すること。
 - ② 許可証をき損したときは、当該許可証を添付すること。

廃棄物処理 浄化槽清掃 業務開始届

年 月 日

伊丹市長 様

申請者住所印氏名印(法人にあつてはその名称および代表者の氏名)生年月日年年月日年電話

私(当社)は、 廃棄物処理業 浄化槽清掃業 について 年 月 日より営業を開始いた したく、伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則第14条第1項の規定に基づき 届け出ます。

記

許	可	年	月		日					許可証番号	
許	可		期		間	自 至	年 年	月 月	日日	廃棄物の種別	
営	業所	の	所	在	地						
収∮	集, 運										
営	業		区		域						

[注] 許可期間および収集,運搬,処分の欄は,廃棄物処理業者の場合のみ記入すること。

廃棄物処理業 浄化槽清掃業 廃(休)業届

年 月 日

伊丹市長 様

申請者住所 氏 名 印 (法人にあつてはその名称および代表者の氏名) 生年月日 年 月 日生 電 話

このたび、 廃棄物処理業 浄化槽清掃業 について下記理由により廃(休)業いたしたく、伊丹市廃 棄物の処理および清掃に関する条例施行規則第15条の規定に基づき届け出ます。

記

許 可 年 月 日	許可証番号
廃棄物の種類	
収集,運搬,処分の別 (市から生ずる廃棄物)	
廃 (休) 止 区 域	廃業年月日 (休業期間)
廃 (休) 業 の 理 由	

〔注〕 収集,運搬,処分の欄は,廃棄物処理業者の場合のみ記入すること。

廃棄物処理業務実績報告書

年 月 日

伊丹市長 様

申請者住所 氏 名 印 (法人にあつてはその名称および代表者の氏名) 生年月日 年 月 日生 電 話

年 月の業務実績を,伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第25条の規 定により,次のとおり報告します。

取扱廃棄物の種別				実	実働延人員						
契約事業所数				稼	動延	車両					
四焦 海ీ東市	種 別	積	載 量	台		数	±	様	備		考
収集・運搬車両の保有台数											
処理量の				久	<u>L</u>	分	•	量			
内訳		豊中	市伊:	丹市	市。自己施			記 設 その		の他の施設	
	収集運搬量	クリーンラン		ンド	/F)		
		焼	埋	そ	焼	埋	そ	焼	埋	その	
区分		却	立	の他	却	並	の他	却	立	他	
可 燃 物	t	t	t	t	t	t	t	t	t		t
不 燃 物											
資 源 物											

浄化槽清掃業務実績報告書

年 月 日

伊丹市長 様

申請者住所 氏 名 印 (法人にあつてはその名称および代表者の氏名) 生年月日 年 月 日生 電 話

年 月の業務実績を、伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第25条の規定により、 次のとおり報告します。

所在地の大字名	清掃し 浄化 ᡮ 500人以下	たし尿 曹の数 501人以上	運 搬 7 500人以下	501人以上	保守点标 尿净化 500人以下	汚でいの処分先
			k1	k1		
^ ≇1.						
合 計						

3. 伊丹市草刈機貸出し要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市環境クリーンセンター(以下「センター」という。)の業務用の草刈機を市民等に貸し出すことにより、市民等が自主的に空き地の雑草を除去することを促進し、もって清潔な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 草刈機の貸出しを受けることができる者は、空き地(伊丹市環境保全条例第 2条第17号(昭和46年伊丹市条例第5号)に掲げる空き地をいう。)の所有者、 占有者又は管理者で、当該空き地の雑草・枯草の除去を行う者とする。
- 2 市長は、前項に規定する者のほか、市内の空き地等の雑草・枯草の除去(公益性を有すると市長が認めるものに限る。)を行う者に対しても、草刈機を貸し出すことができる。

(貸出期間)

- 第3条 草刈機の貸出期間は、貸出日から起算して7日を超えない期間とする。 (借用申請書の提出)
- 第4条 草刈機の借出しを受けようとする者は、草刈機借用申請書(別記様式)を市 長に提出しなければならない。

(貸出し)

- 第5条 市長は,草刈機借用申請書が提出されたときは,その内容を審査の上,貸出 しの可否を決定し,その旨を当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により草刈機を貸し出す場合においてセンターの業務上の都合により、申請書に記載された貸出し希望期間の一部について草刈機を貸し出すことができないときは、当該貸出し希望期間を短縮して貸し出すことができる。

(貸出料)

第6条 草刈機の貸出料は、無料とする。

(費用負担)

第7条 草刈機の使用に伴う燃料の負担は、草刈機の貸出しを受けた者(以下「借用者」という。)の負担とする。

(借用者の責務)

- 第8条 借用者は、草刈機を慎重かつ丁寧に取り扱わなければならない。
- 2 借用者は、草刈機の借用中において、借用者の責により草刈機の破損等が生じた ときは、速やかにこれを原状回復し、又は市長が相当と認める額を賠償しなければ ならない。

- 3 借用者は、草刈機を第三者に転貸し、その他本要綱の趣旨に反した使用をしては ならない。
- 4 草刈機を使用中に事故が発生した場合については、借用者において一切の責任を 負うとともに、速やかにセンターに連絡するものとする。

(返還)

- 第9条 借用者は、借り受けた草刈機を第3条の貸出期間内に返還しなければならない。
- 2 借用者は、やむを得ない理由で貸出期間内に草刈機を返すことができないときは、 当該期間内にその旨をセンターに連絡しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(別記様式) 年 月 日 受付番号

伊丹市長 様

草刈機借用申請書

私はこのたび下記の空き地の除草を行いますので、草刈機の貸出しを下記のとおり申請します。

記

- 1. 対象土地の所在
- 2. 貸出し希望台数及び期間

台 数		貸出期間	備考
4	貸出日	月 日	
	返却日	月 日	

草刈機の使用にあたっては、

- 1. 使用前には、必ず安全点検を行います。
- 2. 周囲に対しての十分な安全確保を図ります。
- 3. 万一の事故等に関しては、当方の責任において対処します。

以上の事を誓約の上、貸出しを申請します。

住所

氏名

(EJ)

電話

受付	貸付	返却確認